

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は9月3日の日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月5日から12日まで決算特別委員会を開催し、平成24年度川根本町一般会計及び各特別会計決算の認定審査を熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、長塚誠君、板谷信君、中澤莊也君、鈴木多津枝君、芹澤廣行君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

それでは、1番、長塚誠君の発言を許します。1番、長塚誠君。

○1番（長塚 誠君） おはようございます。よろしく願いいたします。

本日は、1番目に通信基盤整備事業についてお伺いいたします。2つ目に今後の行政体制の予想など、ございましたら伺いたいという2つの質問をさせていただきます。

初めに、通信基盤整備についてお伺いいたします。

それほど過去の話ではない平成22年ごろ、政府の総務省でしょうか、光の道構想という構想が公にされまして、当町でも速やかにその取り組みをされました。しかしながら、様々な心配な要因があり、今日まで十分な取り組みはできないまま推移しております。町単独の工事という初期の計画がその実現性の問題点や、特にその後のメンテナンス費用などへの負担など、余り明確な提示がなくて、その点などを多くの方々が心配された結果、現在のような現状になっていると思われまます。

やはり通信という分野は、民間通信事業者に介在していただく方がよろしいのではないかと、いうふうに私なども考えてまいりました。これは一つの携帯電話の例ですけれども、御存じのとおり一つの参考程度のデータということになります。下泉・文沢間に、これは携帯電話の伝送路維持管理に町が関与されております。今年の決算では昨年度81万円ぐらいの維持管理費を要しております。これはインターネット網というわけではないので、そのまま通信基盤のという方にそのまま適用されるものではございませんが、一つの例としては非常に参考になるかなとは考えました。

これが例えば今後、全庁にこういったインフラを整備するということになると、相当程度のメンテナンス費用が町単独の費用としてかかってくるということはわかってくると思われま。さらに、もちろん通信事業者さんの方はそれなりの通常の維持管理は別途なさっていると思われま。

したがって、初期投資の費用は町で工面できたとしても、その後の費用というのはまだまだ道路などと違って町単独の負担になるという可能性は大きいと思われま。したがって、極力そういった町単独での社会インフラは保持することなく、通信環境をいかに整備していけるのかというのが今後の、現在もそうですが、重要なテーマとなっていくのではないかと考えま。

ところで、通信環境も随分変わってまいりまして、光の道というのが唯一の道ではなくて、川根本町でもアプリを開発していただきまして、通信による住民サービスという方向がこれで見えてきたかなというふうな思いもしております。川根本町アプリをお使いの方はもう感じておられると思いますが、非常に手軽に町の情報を入手でき、利便性と速報性を感じてると私などは感じています。広報かわねほんちょうを補完する道具として、ちょっと開いていただきますと、行政情報がございま。交通情報、会議録、報告及び公開、お知らせ、募集、イベント情報、ニュースなど。それから、観光情報もございま。アルバム、写真帳も見られます。タウン情報では、サービスとしてのクーポンの提供とか空き家物件の情報なども見ることができます。その他、休日当番医、公共施設の情報、フェイスブックやブログへのリンク、問い合わせ先など、小さな一つのアプリが今後の通信により住民サービスを既に実現し始めてくれていると感じました。

今後のこういった小さなアプリケーションの見通しとしては、余り重たくなるデータの場合、やはり分割を図りながら必要とされる分野ごとにアプリ開発がされれば、さらに精度が高まるような気はいたしま。福祉の見守りのためのアプリとか、医療情報だけのアプリとか、あるいは緊急性が必要な災害だけのアプリとかというふうに特化した形がもし実現していけば、さらに小さなアプリが通信による住民サービスを支えていくだろうというふうに予測いたしま。

このような通信環境の変化の中で、住民サービスには必ずしも光の道が絶対ではないといいまるか、とりあえずできることから進めていったらいかかなというふうな提案でござい

ます。まずこういった川根本町アプリなどを体験する公共無線LANスポットなどをつくっていただくと。当面、役場、山村開発センター、総合支所、文化会館、観光協会あたりを何となく想定しているわけですが、そういった近くに行けば、携帯電話やタブレット端末を持っていれば、いつでも川根本町アプリが開けて確認できる。あるいは観光客のときにはそれを開きながら御紹介するとか、非常に速報性と利便性を備えたサービスにつながっていくと思われまます。

ただ、法的なことをまだ私も十分調べておりませんので、公共無線LANスポットというのが何かそういう問題があるのか、ちょっとその辺も調べていただきたいというお願いもございませます。ただ、このサービスは初期投資も本当にわずかですし、月々の維持費用も数千円だと思われまます。利用者も事業者システムに委託すれば受益者負担ということで、会員登録していただいて使っていただければ、公平性も保てると思われまます。会員の費用などは恐らく月額300円とかそういったものだと考えられまます。川根本町アプリを体験していただいて、またノートパソコンなども持ち込めば使えて、学習や仕事や趣味などに活用していただく通信環境整備は、こういった形でまず始めていただいて、また次のステップに向かっていただければというふうに考えまます。

やはり多くの住民の方に体験していただいて、その利便性が理解されれば、地域に広げてくれという声もまた出てくると考えられまます。そのときはまた集会所などへ波及させるといいますか、無線LANスポットを広げる努力をまた積み重ねていただいて、できるところから、集会所でも使えますよみたいなことになっていけばよろしいかなと思われまます。

ただ、災害アプリなどをもし運用する場合は、当然電源喪失なども考慮しなくてははいけませんので、やはりソーラーパネルなどの設備なども兼ね備えた公共施設に無線LANがいつでも使えるというような環境になれば、災害時などは命の通信回線にもなり得ると、そのように考えまます。

私の通信環境の整備は以上でございませます。

あと、2点目は、今回決算特別委員会がございませまして、様々なやりとりを議会でもさせていただきます。やはり財政なんかでは財政シミュレーションというんでしょうか、今後の長期的な町の財政運用計画などを提示されておりました。財政的には問題なく推移するというようなシミュレーションが提示されて、安心するわけですが、具体的な何ていうんですか、町の姿みたいなものをつながるような形で、もしそういったシミュレーションなどを町の方で現在お持ちならば、少し伺わせていただきたいなというお願いでございませました。

私も余りこの件に関しては分析もできていませませんので、これといったデータをきょうはお示しできないんですが、一つの切り口でちょっと考えたのは、選挙も近いのでということかもしれませませんが、投票所の投票区のことを少しデータを調べてみまます。川根本町は現在11投票区で、登録者数が7,000人くらいになるわけですが、11投票区ということで、1投票区平均636人くらいになります。近隣の、隣の島田市の場合なんですけど、32投票区がありま

て、平均2,588人くらいの登録者ということです。行政サービスは細かくしていただくことがもちろんよろしいわけで、現状をずっと保てるということが、やはり基本的には大切だと思うんですが、隣の市町などでもこのような状況なので、今後どうなっていくのかなというようなことを考えるわけです。

ただ、合併した川根町さんに限っては、6投票区ございまして、平均791人ということで、それほど急激な変化は川根町さんにはもたらされていない。ほぼ合併前の状況を島田市さんも維持されているんだなというような感想を持ちました。

ちょっとした切り口しかきょうは提示できなかったんですが、ただ、財政的にも平成32年には合併交付金が終了するというので、その後は普通の1自治体としての財政運営をしていかななくてはいけない点とか、やはり大型プロジェクトが幾つか財政の方からもシミュレーションされて提示されているわけですが、時代の変化の中で高齢者が急激に増えていくための事業とか、逆に教育施設を減らすと言ったら変ですけども、一人当たりの教育費は決して減らさない方がいいと思うんですが、ボリュームが少なくなるわけですので、そういうための措置とか、そういう時代の中の変化の中で優先順序、あるいは政策的な部分を考えた優先度みたいなものが、やはり今後も必要なのかなというようなことは考えます。

以上の2点に関しまして、きょうは質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの長塚誠君の質問に対し、町長の答弁を求めます。佐藤公敏町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、長塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、川根本町アプリは、情報通信機器の操作が苦手な方、主に高齢者を想定するところではありますが、スマートフォンやタブレット端末などを利用し、簡単な手順でこの町の情報を取得することを目的に開発したものであります。

高齢者のICT利用については、平成24年度の情報通信白書において、今後の日本は高齢者の比率が高まることが見込まれ、高齢者がICT機器、サービスを有効に利用できれば、生活の質の改善や市場拡大の効果が期待されること、現時点ではICTを利用していない高齢者は多いが、潜在需要はあり得ること。タブレット端末は、使いやすさの点で高齢者のICT利用を増加させる可能性が高いこと、様々なサービスをタブレット端末を通じて、また使いやすくなる機能も含めて統合的に提供することで、高齢者のICT利用をさらに促進するという可能性が示されております。

現在、高齢化率が県下で最も高い当町の取り組みとして、少しでもスマートフォンやタブレット端末の利用者が増加するよう、シニア向けのスマートフォン教室の開催を通信事業者に依頼しており、この10月以降に開催する計画を持っています。

御質問にあります公共施設周辺の公衆無線LANスポットの設置については、インターネットの利用環境の整備においては有効ですが、そのまま町民の皆様、特に高齢者の方々の利

用促進につながるものではありません。町内における情報通信環境の整備については、今後計画する事業計画の中で、公衆無線LANスポットの整備も含めて、総合的に考えていきたいと思えます。

続きまして、今後の整備計画についてお答えします。

情報化社会と言われる現代において、誰もが高速大容量の情報通信基盤の必要性は認識されているものと考えています。この事業を進めるに当たって、まず第一に、民間通信事業者による全町エリアでの基盤整備が可能であるかの見きわめが必要です。また、事業を実施する場合には多額の事業費が必要であり、財政的な負担を少なくするためには、国や県の補助金の活用は重要です。さらに、合併特例債の活用は必須になります。

完成された設備を有効に活用するため、インフラ整備だけでなく、防災や教育、医療など、利活用の部分を重点とした整備計画を策定していきたいと思えます。整備計画において、同報無線のデジタル化については、避けて通れない重要な課題でもあります。同報無線のデジタル化については、新町合併時からの課題であり、総合計画に記載されているものです。同報無線については、ここ数年以内でのアナログ波停止の通達が確実視され、デジタル化への移行が決定されていきます。緊急時における各世帯への通信手段として、同報無線戸別受信機、またはそれにかわる情報端末の整備が効果的であることは疑う余地はありません。また、災害時における停電やケーブル切断などを考えた場合、無線を利用した情報伝達は有効なものになります。

今後計画する事業については、学校、医療機関、行政施設を結ぶネットワークは機密性が求められ、光ファイバーなどのケーブルネットワークが必要ですが、それ以外の部分については、無線技術の発達により高速無線の活用も十分考えられるものであります。この高速無線を活用することにより、同報無線が受け持つ緊急時の情報伝達という部分を担うことが可能になります。さらに、戸別受信機からの情報は音声に限られ、放送時の状況に大きく左右されますが、文字や映像を双方向に伝達できる特性を生かすことで、より有効な伝達手段の構築が可能になります。

費用負担という面についても、今後進めなければならない同報無線のデジタル化とこの町の将来に必要な地域情報化を一つの事業として計画できれば、現在ある国や県の地域情報化の補助制度を有効に使い、財政的な負担を少なくできると考えています。

2つ目の御質問の10年後の町のシミュレーション作業につきましては、9月3日火曜日に実施された一般会計及び特別会計決算特別委員会において、一般会計等の総括説明及び財政健全化判断比率等の説明の後、総務課職員より平成25年度から平成40年度までの財政計画シミュレーションについて説明させていただいたとおりであります。

この財政シミュレーションは、近年の経済状況や地域主権戦略大綱等の動向、平成26年4月以降において消費税の増税が予定されており、不確定要素が多い中でのシミュレーションとなりますので、おおよその目安として捉えていただきたいと思います。

地方交付税については、現在合併により2町分の交付となっているものが平成32年度には1町分の交付となり、現在の試算でいきますと5億7,000万円ほどの減額が予想されております。また、今後、北部地域での簡易水道施設の整備事業の実施や消防広域化に向けての事業の実施など、大規模な事業も予定されているため、財政状況については大変厳しい状況も予想されますが、シミュレーションの中での基金の動向や地方債現在高の動向などを踏まえ、身の丈に合った財政運営及び健全な財政運営を心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） きょうは再質問ございません。これで終了させていただきます。

○議長（板谷 信君） そうですか。

○1番（長塚 誠君） ありがとうございます。

○議長（板谷 信君） これで、長塚誠君の一般質問を終わります。

1番議員、一般質問はかなり重要な議員の活動に入りますもんで、できれば十分に時間を使って、そして問題点を掘り下げるといような努力もまたしていただきたいと思います。

これで、長塚誠君の一般質問を終わります。

続きまして、私が一般質問をしますので、会議規則53条の規定により副議長と交代します。ここで休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時25分

○副議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここから議長に代わりまして、議長の一般質問が終わるまで、暫時副議長であります私が議事を進めさせていただきます。

それでは、引き続き一般質問を行います。

12番、板谷信君、発言を許します。12番、板谷信君。

○12番（板谷 信君） それでは、一般質問をさせていただきます。

一般質問を行うに当たり、町政は誰のためにあるのかという一番の基本のところからただしてみたいと思います。そして、6月に制定された議会基本条例はどのようにかかわり、どう活用されるべきか、議論を進めていきたいと思います。

言うまでもなく、町政は住民のためにあります。そして、本来その町政の意思決定、さらに執行も住民の役目であるべきです。現実には自治法上も、また現実も、首長と議会に役割分担されていますが、住民が主体であるという基本が変わるものではありません。そのことにずれがあってはならないと思います。

それでは、通告に従い、議会基本条例の活用について伺いたいと思います。

議会条例の活用について、第1点、住民、行政及び議会の3者でいかに議会基本条例を活用し、住民主体の町政を進めていくかについて伺います。

議会基本条例の究極の目的は、町政の重要な意思決定のルールを制度として保障することにあります。そのような基本条例を住民主体の町政を進めていくためにどのように活用すべきか、町長の考えを伺います。

2点目として、住民が主体として町政に参画するためには、わかりやすい町政が必要となります。そのためには、行政と議会はそれぞれの役割分担を明確にし、どのように協力していくべきかと考えるか伺います。

以上2点について、町長に伺います。

○副議長（中田隆幸君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 板谷議長の御質問にお答えいたします。

最終の議会で大変重い質問を投げかけていただいたというふうに思っております。

板谷議員の行政と議会の真の協働とはについての御質問にお答えいたします。

議会基本条例第4章において、町長等と議会の関係が明文化されております。第8条において、それぞれの特性を生かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点、争点を明確にし、競い合い、協力し合うことを常に意識し、良好な町政を運営しなければならないと規定されています。

議会は行政のチェック機関と言われますが、近年、全国的に行政の首長の行き過ぎた職権の乱用が問題となり、議会がチェック機能を果たす役割も重要となっております。ただ、いわば行政の行き過ぎを抑制するという意味合いで、全ての事業、施策のチェックに終始するということは、決して好ましいものではなく、互いの信頼がなければ町民の福祉の向上を達成し得ないと考えます。簡単な表現で的を射ていると思いますが、議会と行政は車の両輪のごとくという姿がまさに健全な状態と考えます。すなわち、同じ方向に向かおうとしたときに、片方が突出しても早く進むものでもなく、車輪の一方が大き過ぎても、小さ過ぎても、真っすぐ前には進まない。そこには信頼関係が必要であるということだと考えます。

行政は、執行権を乱用するものではなく、住民と議会に対する説明責任をしっかりと果たすべきものであり、議会は議員が個々に執行機関へ疑問点をただすことに終始することなく、施策について議論を重ねる過程で政策を深く理解し、住民に対し説明を行うとともに、議会としての合意形成を図っていただくことが重要であると考えます。よりよいまちづくりのために議会と行政は常に緊張感を保ちつつ協働し、お互いに与えられる役割を機能させることが必要だと感じております。

次の住民参加を越えて、住民主体に至るにはという御質問にお答えします。

多様化する社会環境に対応するため、自主・自律のまちづくりを推進する行政運営の手法

として、住民参画による協働体制を構築する環境づくりが必要であります。本町におきましても、情報公開条例の制定、パブリックコメント制度の創設、会議の公開と会議録の公表、委員公募、各種計画策定の際の町民アンケートの実施、ワークショップの開催など、その体制づくりに努めてまいりましたが、制度自体が町民に十分に周知されていない状況もございます。また、行政運営の過程では、施策に関して住民と行政が論議する機会や住民の声を反映する場面づくりが多少不足していることもあったものと感じております。住民の主体的な参画の気運を醸成するためには、的確な情報提供や様々な活動に対する支援が必要となります。

特に本町のような基礎自治体は、これからのまちづくりにおきましては、ボランティアや地域コミュニティなどの積極的かつ主体的な参加がより一層重要になり、まちづくりを進める上で欠くことのできない大切な要素となります。また、少子高齢化や人口問題など、全国の中山間地と共通の課題も抱えていることから、地区によっては、様々な場面において住民主体のまちづくりが困難な状況に直面することが近い将来出てくることも懸念の一つでございます。

この状況に対応するためには、いきなり住民参加から住民主体という議論も必要かと思いますが、まずは行政と住民のそれぞれの役割分担と協働によるまちづくりを推進するためのシステムの強化、住民の自主的なまちづくり活動に対する支援や各種制度の普及啓発が必要と考えます。

また、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるためには、計画段階からの住民参画の機会の充実、ともにまちづくりを行う関係の構築に努める必要があり、地域を担う人づくりが非常に重要であるという認識のもと、各種研修会などへの住民が参加できる機会の充実、まちづくりを支え、様々な分野で活動する人材育成と地域ネットワークの形成を図るとともに、ボランティア、NPOの活動を促進するための環境づくりが大切と考えております。

また、議会におきましては、議会基本条例の第7条において規定されております、議会は町民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を果たすこと、全ての会議を原則公開し透明性を確保すること、公聴会制度及び参考人制度を活用し、町民等の意見を聞き議会の政策形成に反映させることなど、第7条に規定されております6項目を実施していくことが、住民と議会の意思疎通を充実させ、議会を活性化させるとともに、住民の行政への参加意識を醸成させ、住民主体への段階に引き上げる道だと考えております。

以上であります。

○副議長（中田隆幸君） 再質問を許します。板谷信君。

○12番（板谷 信君） ただいま答弁いただきました。

幾つかこの答弁について意見を申し述べていきたいと思っておりますけれども、まず最初のところで、一番基本的な部分のところですので、ちょっと触れておきたいと思うのは、ただい

まの答弁の中で、住民参加から住民主体というようなことは、いきなりはできなくてだんだんしていくよというような答弁がありました。ここの部分のところの認識というのがまさに一番問題じゃないのかなと思います。最初、私が質問する前のところで、この町政は誰のための町政なんだという投げかけをいたしました。まさにそれは町民のためだよということは教科書にも載っていますし、一般的にはそう言われるんですけども、では本当にそのような理解のもとに町政がなされているのかなというところに問題があり、また私があえて一般質問する理由でもあります。そういった点においては、まさに住民参加という、何か行政とか議会のお仕事を住民も参加して協力するだよというような認識に捉えられる部分があるんですけども、そうではなくて、住民が行う町政について議会も、また行政も、それに協力していくんだと。そして3者相まっていいまちづくりをしていくんだというような、最初のところの認識というところもすごく大事な部分じゃないかなと、そんなふうに思います。質問をいたします。

住民が町政に主体として参画する。重要な事項は自分で決め、結果責任も住民が負う。これを柱として、行政や議会の位置づけを決めていく必要があるのではないかと。それは、行政と議会が町政の意思決定を独占する、単純な二元代表制を超えたものであると私は思います。

議会基本条例の活用という段階では、まだ条例が町民の意思決定のルールを定めたものであるから、この制度にいかんにか住民主体を可能な限り盛り込んでいく、これが今必要なことではないかと思えます。これらを実現していくためには、実際には幾つかの障害があります。

私、考えるに、一つは選挙等で行政とか議会に任せてはおくけれども、その結果については納得はしないという町政に無関心な多数の住民、そして反対に町政に強い関心を持っているが、少数で自己の価値観に固執し過ぎる住民、このような住民という部分のところが調整を発生させていく一つの障害にはならないかなという部分。それから、議会の部分のところでは、議会の議員が一人の議員というところから抜け出せずに、議会の中の議員、議会という組織の中の議員なんだよという部分のところへまでなかなか上がってこられない、こういう議員の存在。そして、町長の部分では、町長は町長選を当選するんですけども、当選したというのは決して町民の白紙委任ではないという点。当選したことによって民意をもう町長が独占しているんだというような認識を持たれることは非常に危険じゃないかなと、そんなふうに思います。

これらの障害をどうして乗り越えていくかという部分。住民も議会も、そして町長も、どうしてこの課題を越えていくかという部分のところをしっかりと考えていかなければならないと思えます。確かに町長の答弁のところにもありましたように、パブリックコメントとか公募による委員会、いろんな方法、また議会の方としても意見交換会などによって住民の意見を聞くという部分のところも考えてはいるんですけども、それらは町民の人数としては本当に少ない人数でしかありません。ですから、その部分はその部分で大切な部分ですけども、本当の意味で民意を町政に反映するという部分においては、それだけでは全く足り

ない部分というふうに私としては認識しています。

具体的に町長にお伺いします。

この町政に無関心層が物すごく多いと。ここの部分のところは、これによって住民の多くが町政に無関心であるということがどういうふうに町政に弊害を及ぼすのか。ここの部分について町長の答弁を伺いたしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 今、町の行政の意思決定に関していろいろな問題点がございました。その中で、最も大事な問題になるのかなと思いますけれども、無関心層、そういう方々にどのように対応していくのかという問題でございますけれども、まさにその民主主義というのは、ルールとして民主主義そのものが抱えている問題もあるわけですが、現在の政治システムとしては、民主主義が最もベターだということで、世界的にその民主主義というルールがとられているわけで、その中でいろんな形がありますけれども、共通する問題は、その構成員が議論に参加するということと、それから、最終的には議論が分かれたとき、多数決で決する。そして多数決で決定したものについては、皆様がそれをよしとして、その方向で協力する。それが大きな前提だというふうに思っております。

したがって、町政に無関心であるということをおのま、そういう方が仮にいらっしやるとしたら、大変大きな問題だというふうに思っております。そういう意味で、町民の皆様方の意識を高めていただくような民主主義の根幹にかかわる問題でありますので、そういうことが重要なのかなというふうに思っております。

いずれにしても、住民が主体性を持って議論に参画し、そして出た結論に向かって同じ方向で協力し合う、そういう中に川根本町の将来もかかってくるわけでありますので、何をおいても無関心層を少しでも減らしていかなければいけない。そのために町としては、その議論の判断材料といいますか、そういうものをしっかり提供していくことが必要だというふうに認識しております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） ここの部分のところの町政に無関心な多くの住民がという部分のところは、決して住民の人を否定的に私、捉えているということではなくて、なぜ無関心な人が多くなったんだという部分のところ、それについて行政は、そして議会は、そのことについて責任がないのかという部分のところを聞きたいと思えます。そして、それを問うことによって、住民主体の町政というものが進んでいく方向が出てくるのかなと、そんなふうに思えます。

なぜ関心の少ない住民が多いと困るかという部分においては、やはり基本的に僕は、川根本町の住民の方の意識の高さ、そして平和的な考え方、そんなものは十分信じている部分だと思います。ただ、あるときに至っては、なかなかそういう形にあらわれてこないという部分。その部分はなぜそうなんだろうと言えば、それはまさに住民の町政への参加の部分が

少ない。少ないから無関心になると。そのために、それじゃ、行政や議会は何をすべきかの部分について、もう少し真剣に考えないと、1点においては、そのことによって町政が少数の意見によってどんどん流れていってしまうという弊害が生じてくると。その部分のところの危険性というものについて、もう少し町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） まず、なぜ無関心層が増えてきているのかというお話でございますけれども、日本の民主主義の生い立ちというものにもよるのかもしれませんが。要は、役場と議会に任せておけばというような風潮が今までにはあったかもしれません。ただ、ここ数年、住民の皆様方の意識はかなり高まってきたのではないかなというふうに思っておりますけれども、要は、無関心層が多いということは、町として出した方向づけ、それに対して協力しようという意識も薄い、いわゆる積極的に参加する意識も薄いし、その出た結果に対しても、その無関心ゆえに生まれた結果であります。それに対して自分たちが無関心であったことに対する責任もとらないというような方向にいくわけありますので。町民の皆様方全員がこの町の方向を決める。そこに責任を持っていただくような形。それは、どうしても議論に参加を求めていく。

現在の町としては、議員代表制をとっているわけでありますので、まずは議会での議論ということになりますけれども、その議会の議論の中に町民の皆様方の御意向、それから、施策を立案するに当たっても、町として町民の皆様方の意向をしっかりと確認していかなければいけない。そのときに町民の皆様方が御自身の意向を示すときに、本当に何ていいますか、真剣な気持ちで考えていただかなければならないわけでありまして、これはなかなか一朝一夕にそういう方向に意識が転換できるかということ、難しい問題もございまして、これは時間をかけてもしっかりとそういうものを町として地域の中に醸成していく、そういう努力を怠ってはならないのではないかとこのように思っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） この部分のところ、やはり無関心な住民の方が多い、町政に余り関心を持たないという部分のところについては、やはり私としては、一番の原因は、町政そのものがわかりにくいという部分。わかりにくい部分については、やはり関心を持たないという部分があって、どのようにその部分をわかりやすくしていくかということが議会も行政もやっていかなければならん部分じゃないかなと、そんなふうに思います。この点については、後でまた述べたいと思います。

そして、先ほど述べた、なかなか住民主体の町政が動いていかない一つの障害の部分として、無関心な部分と、それから少数の意見でかなり固執したような意見があるという部分があったんですけれども、もう一つは、町長が選挙によって当選したことによって、白紙委任を受けたような気持ちになって、住民の意見をちょっと、私の意見が住民の意見だよみたいな部分が出てくる危険性の部分もあると。

佐藤町長がそうだとはいけませんけれども、そこら辺の部分のところで、そういう町政ですね。首長のそういう体質というものの怖さについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 最近、トップのリーダーシップということが盛んに言われるわけでありまして、課題の多い市町を見ても、強烈な個性ゆえに問題を生んでいるという事例もあります。したがって、確かに選挙で当選はして、支持を得て当選するわけでありまして、何と言いますか、その人の独断で物を進めては、決していけないということだというふうに思っております。私の場合、どうかするとリーダーシップが弱いというふうに見られているわけでありまして、私としては、皆様方からの声を聞いて、そういうものの中から施策を判断していきたいという、常々そういう思いでいるものでありますから、そういうところが若干弱く感じられるところかもしれません。

それから、先ほどの質問とかかわってくるわけでありまして、住民の皆様方の無関心、そういうものを何ていいますか、一つ前に上げていこうというような思いもございまして、平成22年度に地域振興交付金事業ですか、そういうものをやってきたわけです。それはこれから人口が減少していく中で、各地域のコミュニティ、そういうものをしっかりきずなを強めていかなければならない、そういう思いの中で、その地域の中で抱える問題を自ら課題として拾い上げて、それを解決するために町として応援もしていきたいと。そういうことの中で、アドバイザー的な形として、アドバイザー職員、そういうものを地域に張りつけて、地域の皆様方との協働の中で、その地域の課題を処理しようというような試みもしてきたわけでありまして。これらについても、今後も地域と、それから行政が強く結ばれていく、そしてそういうものが施策に反映されていく。そういうことにつながるようにしていきたいというふうに考えております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） 町長の答弁にあったように、住民と、つまり民意と、それから町政との距離をどんどん縮めていくという部分においては、各地域にある自治組織、また集落、ここの部分のところをいかに機能させていくかということは物すごく大切なことだと思います。個人だけを狙うのではなくて、それが一つの、もうきっちりとした歴史も持っている、また、民主的な組織がそこにあるということは、この川根本町にとって物すごく大切な財産だと思います。そういったものをお願いもし、また、集落の方から積極的な参加によって町政をやっていくような形にすると。そのためには支援もするし、また指導もするし、また職員が一人一人がその集落に進んで入っていくと。入って行って集落の方と一緒に町が地域づくりを行っていくという、ここの部分のところは物すごく大切な部分じゃないかなと、そんなふうに思います。

それと、先ほど言ったように、なぜ住民の方が町政に関心を持ってもらえないかという部

分については、やはり先ほど申したように、町政がわかりにくいという部分、どうしてもわかりにくい部分については関心も薄くなると。逆に言うと、関心が薄いことによって変に動き出してくる部分もあって、それは当然住民にとって悪い結果をあらわします。本当に風通しのいい町政、そして誰もがいつでも自分の意見が言える。そしてそれがそのまま町政に通っていくという町であるならば、どのような町になっても、この川根本町がおかしな町になる、また混乱を生ずるような町になるということはないと思います。そういう点において肝に銘じて、住民主体の、そして風通しのいい町政というものは実現していかなければならないんじゃないかなと、そんなふうに思います。

わかりやすい町政という部分のところで、議会も入った中でのことですが、議会の方としても議会基本条例の中でも定めましたけれども、予算審査、決算審査、それから、町長の方から出てきた施策の提案等について、議会としてはしっかり議論していきたいという考え方があります。

そんな中で、今定例会のところで決算審査がなされまして、そのところで考えたのは、今までのような決算審査を少し変えていこうと。款項目だけでやる、何か生きた人間を手は手、足は足みたいな形で切ってしまうと、そしてそれを並べるようなやり方では、その人の人格なんか見えてこないと同じように町政も見えてこないという認識の中で、事業という形の中で、事業単位で評価したりしていこうと。そして、評価するためには、まず行政の方から、私たちはこういう事業をやりましたと。やりましたけれども、ここはうまくいきましたけれども、ここはまだ不十分ですというようなものも行政の方で、担当の方で出してもらって、それに乗かって議会の方は、議会の外部評価をしていくというような形で、それが相まってなって、そしてそれが予算につながっていくというような形で、事業単位で行うことによって、少しは住民の方に町政がわかりやすくなっていくのかなという期待を含めて、今、決算審査では実験的な部分ですが、やってもらいました。また、この後、決算特別委員会の委員長も報告もありますので、そのところでも見えてくるころだと思います。

そんなふうにやってきた中で、決算審査については今言ったんですけれども、私たちが一生懸命1週間やった決算審査の結果の部分のところは、今度は3月の予算につながっていくと。予算のところでもまた同じように事業単位でわかりやすい審査、検討がなされれば、それが、ひいては住民の方に町政がわかりやすいというものになっていくのかなというふうに思っています。

その点について、町長にお聞きしますが、決算の部分はこちらでやりましたけれども、それが来年度の予算にどういうふう生きてくるのか。それで、来年度以降にどういう事業をやりたいと思うのか。その部分のところを今度は、今まですごく抽象的な議論になっていましたけれども、具体的ところで、町長がこれからの町政、一番近い1年後、またもっと長い何年か、3年後、4年後の中でも、町長がどのようにこの町政、それから

事業を行っていきたいと思っているのか。この点について具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 今回、決算審査に当たって、単に款項目節でパーツパーツを取り上げての審査から事業、あるいはもっとさらに施策体系の中で予算の執行が現実的に効果を上げているのかというような一番レベルの上があった、今回はまずまさにそのスタートであったのかと思いますけれども、そういう方向になりつつあるということは、極めてこれからの町の行財政運営に当たって重要なことだというふうに思っております。

それから、ある意味での議会が外部評価なんだという、まさにそういうことだと思いますけれども、せっかくそういうものを今後どう次年度以降、町の行財政運営、あるいは事務事業の執行に当たって生かしていくのか、これが重要でございます。そのためにはしっかり検証して、いわゆるPDCAのサイクルが回るような、そういう形をしっかりと、今の行政改革も進めておりますけれども、さらに一段上に飛躍できるような形を考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、次年度以降ということでございますけれども、町は今までの課題を抱えております。今回の24年度の決算の中で剰余金が多いというような議論も一部にあるわけでございますけれども、これは先ほど長塚議員の質問にもお答えしましたように、交付税がこれから、2町の分をいただいていたものが1町単位ということになるということで、今年度で見ても5億8,000万、いわゆる交付税が減っていく、そういう状況でございます。それから、いろいろな消防の広域化ですとか、北部地域の簡易水道ですとか、投資も予想される中でありますけれども、その中で、財政も、起債残高もこの数年間でかなり減らすことができましたし、基金の造成も進んできたということの中で、そして東京オリンピックも決まって、これから国全体が前向きに進んでいける、そういう状況の中で、私たちの町も世界農業遺産の認定を受ける、あるいはエコパークの見通しも立ってきた、そういう状況の中で、これからどういうことを考えていくのかということでございますけれども、北部、南部、そして中部と申しますか、その地域バランスも考えながら進めていきたい。

まず、これはまだ未定の部分もあるわけですが、私が考えているということの中で、北部地域に当たっては小水力ですね。この長島ダムでの小水力発電、これに町としても取り組んでいきたい。現在伝え聞くところによりますと、国交省の中でも、今の予算要求の段階ということで、今町からも強力をお願いをしているわけでございますけれども、そういう可能性が出てきたということで、小水力をぜひとも、これはこれから先の町の財源確保という点にもつながってまいりますので、進めていきたいというふうに思っております。

それから、中部の地域につきましては、これから時代が、経済が伸びていくという前提を考えますと、ここに来ていただける人を増やす、そういう意味合いで、この地域の自然を楽しんでいただけるような、ある程度のエリアを持った地域を想定して、そこを自然型の観光

公園といいますか、ここを訪れる人が地域に親しんでいただける、なおかつそこで雇用も確保できる、新たな産業も想像できる、そういう部分を検討していきたいなというふうに思っております。

それから、南部地域になりますが、若者定住住宅等、住宅を年齢が来て退去して、その後の住宅がないために外に出ていかれるという事例もあるというふうに伺っておりますので、宅地の分譲ですとかそういうものを考えていきたい。そういう財源が現在調べてきているというふうな認識を持っておりますので、中長期を考えながら、これからの川根本町の基盤づくりに取り組んでまいりたい、そう思っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） ただいま具体的な施策について上げられましたけれども、今上げられました施策は、どれも本当に魅力のある部分で、これ、事業を失しない形でやっていかなければならない部分だなと思います。

時間的な制限もありますので、ここのところでは若干、一つは、この小水力発電というところがあったんですけども、もしかしたらうちの方も若干かかわってくるかもしれません部分もありまして、ここのところについてももう少し詳しい説明をいただければありがたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 長島ダムの部分に関しては、まだ交渉中だというようなところで、いわゆる予算が決定しないと国としてもなかなかということもございますので、今回、地域に開かれたダムの全国大会が我が町で開かれますので、その折にその担当の係長もお見えになるということでございますので、ぜひロビー活動も怠りなく、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それから、こういうものについては、例えば議長の地名地域あたりでも考えられるのかなというような思いは持っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） ありがとうございます。

それと、幾つかあったんですけども、住宅問題の部分のところ、定住政策。これは議会の方も一番力を入れてもう何年もやっているというところで、いろんなところへ視察にも行ったんですけども、その中でも若干限界を感じていた部分のところは、もう少し行政が前へ出ないとなかなか進んでいかないよという部分があります。そしてまた、行政が手を出すことによって、民間ではなかなか難しい部分のところは行政だとある程度前へ進んでいくと。そして、行政と住民と民間とうまく連携をとりながらやっていくことによって、定住政策が進んでいくという部分があるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

その点においては、先ほど言った分譲住宅の部分のところは、まさに今までのようにAさんからBさんへ移るのを、情報だけを、空き家なんかの提供をするよという行政の範囲から

もう一歩前へ進んで、分譲住宅をつくるとか宅地造成をすとかという中で、今度は町が主体となって必要な人にそれを提供していくという部分については、この事業としては物すごく魅力もあるし、多分定住政策を進め、また人口減を減らしていくにはこのぐらいのことをしないと多分実効性がないんじゃないかなと思いますので、この点についてもう少しお聞きしたいと思います。

○副議長（中田隆幸君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 空き家バンクもスタートしたわけでありましてけれども、これらも議長がおっしゃるように、一歩行政が前に出ないとなかなか実効が上がらない、そういう状況もございまして、場合によっては空き家を町が取得して、それをリフォームして販売すると。そういうところにまで手を伸ばしていく必要があるのかなということを考えております。

宅地分譲にしても、土地の選定、あるいはその宅地を求めるという点があるわけですがけれども、そこら辺も議長、ある意味で詳しい情報も持っていらっしゃるかというふうに思いますので、皆様方の知恵をおかりしながら、そういう一歩も二歩も前に出て、定住化対策、あるいは交流人口の増加が図れるような施策を講じていきたいというふうに思っております。

○副議長（中田隆幸君） 板谷信君。

○12番（板谷 信君） 今回の一般質問でもかなり前向きな姿勢、また前向きな事業を紹介していただいたなど、力強く思っています。

総じて言えるのは、やはり町政というのは民意を反映したものでなければならない。それはなぜ民意を反映したものでなければならないかということ、それは何度も言うように、住民のための町政だからです。住民は単なるお客さんではなくて、まさにその主体そのものであります。そして行政が、そして議会が、大多数の住民の方のより多くの意見というものを集約できさえすれば、この川根本町が混乱に陥ったり、それから間違った方向に行ったりすることは決してないというふうに信じています。

これで私の質問を終わります。

○副議長（中田隆幸君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

ここで休憩としたいと思います。

議事の進行を議長と代わりたと思いますので、お願いいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（板谷 信君） それでは、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番、中澤莊也君、発言を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 皆さん、おはようございます。2番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

1つ目の質問はゆるキャラを活用したまちおこしについて、2つ目の質問は川根茶の生産基盤の強化についてであります。

今、世を挙げてゆるキャラブームであります。滋賀県彦根市のひこにゃん、熊本県のくまモンなど、多くのゆるキャラがまちおこしのシンボルとして活躍し、その経済効果も絶大なものがあります。一例を挙げれば、2007年の国宝彦根城築城400年祭のマスコットキャラクターであったひこにゃんのもたらした経済効果は338億円にも上ると言われています。彦根市の知名度の低さや交通の便の悪さもあり、主催者は入場者の数を20万人と見込んでいたところ、ひこにゃんの効果で入場者は予想を大きく上回る78万人に達しています。また、今や絶大な人気を誇る熊本県のくまモン関連商品の売上高は、昨年の1月から6月までの間に118億円であったという記事がインターネット上に公開されております。

ゆるキャラのもたらすものは経済効果だけではなく、その一番の効果は地域住民の郷土愛の高揚を促すことだと言われています。また、自治体にとって行政のメッセージが伝わりやすい子供や高齢者に対し、キャラクターを通じて簡潔にメッセージが伝わりやすいとも言われています。

そこで、以下のことについて町長の考えを伺います。

平成24年の産業文化祭でオチャッピーと命名されたゆるキャラを産業文化祭だけのイメージキャラクターにとどめることなく、川根本町、川根茶等のPRのために活用していく考えはないか。表彰登録してオチャッピー関連の商品、例えば携帯のストラップ等を開発していく考えはないか伺います。

次に、川根茶の生産基盤の強化についてであります。

生産基盤の強化なくして良質の川根茶の生産は望むすべもなく、川根茶としてのブランドも維持していくことは困難と考えます。町においては、32.7ha余りの耕作放棄地の減少を図るため、地域を挙げて取り組んでいる体制づくりを耕作放棄地再生利用対策事業として再生利用、営農定着、保管施設設備、基盤整備、植栽等に補助金を交付して支援されていますが、耕作放棄地になるおそれのある茶園を共同で維持管理している製茶協同組合等に対する支援がないように思われます。

そこで、川根茶の生産基盤の強化という面からも、放棄茶園になる可能性のある茶園を共同で維持管理している製茶協同組合等に対し、何らかの支援をしていく必要があると考え、このことについて町長のお考えを伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） ただいまの質問について町長の答弁を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤公敏君） 中澤議員の御質問にお答えいたします。

ゆるキャラを活用したまちおこしについての御質問でございます。

川根本町産業文化祭のゆるキャラとして誕生しましたオチャッピーは、産業文化祭の事業として平成23年度にデザインを公募したところ、町内外から20点の応募があり、産業文化祭の来場者の投票によりデザインが決定されました。翌24年度には名前を公募したところ、町内外から296点の応募があり、同じく投票により決定されました。

このゆるキャラにつきましては、本年度予算において着ぐるみ作製費を認めていただき、産業文化祭実行委員会において製作を発注をしております。完成は10月下旬の予定であり、11月3日に開催を予定しております産業文化祭において、皆さんにお披露目をする予定であります。

オチャッピーにつきましては、産業文化祭のイメージキャラクターであります。これからの活用としましては、先般開催しました産業文化祭実行委員会においても広く活用していきたいという意見もいただき、町のPRやイベントなどに活用していきたいと考えております。商標登録し、商品開発をしていく点につきましては、現在のところは考えてはおりません。

次に、川根茶のブランドを維持していくための生産基盤の整備、強化についての御質問ありますが、生産基盤の整備強化は重要なことと考えております。

そのため町としても国の強い農業づくり交付金事業による緑茶加工施設の整備や農業経営体質強化基盤整備事業による防霜ファンの更新等に取り組んでまいりました。また町単独事業として、特産物振興事業による茶園改植や、茶業施設等整備強化事業による乗用型茶摘採機などの省力化施設整備や製茶機械の新設、更新などの荒茶加工施設整備に対し支援をしてまいりました。引き続き茶の生産基盤の整備、強化に取り組んでまいり所存であります。

御質問の共同体による茶園管理等の支援については町としても必要と考えており、多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業や耕作放棄地再生利用対策事業、中山間地域等直接支払交付金事業に現在取り組んでおります。これらの事業は耕作放棄地の発生防止や農地としての再生、茶園の維持保全に大きく貢献しており、国や県に対し引き続き事業の継続を要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁の中から、産業文化祭の実行委員会の中でも、やはりこのキャラクターを非常に広く町のPRのために利用していきたいというお話があって、大変うれしく思いますし、これについては、例えばこのキャラクターをお茶屋さんとかが自分の封筒ですか、そういうものに利用することについて可能であるかどうかということをもっと伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） オチャッピーについて、これをお茶の宣伝と、市場開発等もあるん

ですけれども、それらについて活用していくかという御質問でありますけれども、一部の方は御存じかと思うんですけれども、お茶とこのオチャッピーの名称というのは、江戸時代からの一つの風習の中で、風俗的な意味合いというようなものも理解する方もおられます。そういう中でお茶とのつながりをつけるというのは、一部の方についてはそういうものについての抵抗がある方も当然あると思います。ですから、今現在の中で、お茶との関連性をうたうということは考えておりません。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今答弁いただきまして、私もオチャッピーということで、このキャラクターを見て、非常にかわいらしい、おちゃめな、川根茶のイメージアップに非常につながるのではないかという判断をしていました。今、副町長の答弁の中で、いわれがあるということではありますが、そこまで考える必要があるのかというような疑問もあります。

ですので、再度、川根茶のPRということでもこのゆるキャラを利用していくという考えを町の方で考えていただきたいと思いますが、もう一度その点について町のお考えを伺います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 中澤議員が言われたように、これを応募してくださった方は純粋にそういう気持ちで出していただいたということでありまして、審査の方もそういうことを考慮されておるんですけれども、ただ、例えばお茶についてですけれども、古い時代の中には、お寿司屋さんがあがりという言葉を嫌うわけですよ。これはあがる、あがって風俗を楽しむというときに最後にお茶を出すと、これがあがりだということで、これをいまだに大変嫌う方もおられます。

そういうことを考えていきますと、やはりそういう方々の少数とはいえども意見も尊重しなければならない。こういうことで、かえってそのことが悪い方向に行く場合も懸念されるということもありますので、全体的にそういうものが全てがクリアできればそういうことも考えられますけれども。

ちなみにオチャッピーという名称ですけれども、チャッピーというのは静岡県の生きがいと健康づくりの、そういうキャラクターでもあります。それから以前、テレビ放送などでは明石家さんまがチャッピーというようなキャラクターを使ったというようなこともあって、なかなか混同されやすいとかですね、そういう効果があるかどうかということも検証していかなければならないと。今現状の中では、ちょっとこれを町の公式マスコットとして大々的にやっていくということは、ちょっと厳しいんじゃないかというふうに判断しております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、町の見解ということで、公式的にイメージキャラクターとしていくのは難しいというお話がありました。

先ほど町長の答弁の中で、商標登録は考えていないということですが、町の方での商標登録が無理であれば、これをしたいという方がいて、これを商品として出してみたいという方があった場合、まず問題になるのは知的財産権であります著作権の問題。それについては、著作権はどこに所属して、その商標登録をするに当たっての障害というものをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほども申し上げましたように、商標登録等を行うという現在考えを持っておりませんので、これはお茶づくりをされる方々がその個人の任意の中で使われるということであれば、それは自由であるし、またそういう方々が商標登録を自らの中においてされたいということであれば、これは町の公式マスコットという形ではなくて、産業文化祭のイメージキャラクターという形でやっていきますので、そういう点は、もしそういう方々がおるということであるならば、それは登録権という問題はクリアされていくんではないかと思えますけれども、町としてそうするかということは、先ほど申し述べたとおりであります。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） この公に公募されていますので、多分著作権というのですか、このものについては町が持っているということですので、町が認めれば、これはどういうものに使っても構わないという考え方でしょうか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） どういうものに使っていいかということ、それについてはちょっと、私はですね、想定がしづらいということがありますので。もし差し支えがなければ、それはちょっと具体的に申し上げていただければと思いますが。

ただ、一般的にその、ちょっと好ましくない状況の中において使われるということになれば、それは抗議もしますし、同じかぶる中においてはですね。そういうことはしていかなければいけない、それは当然のことと思えますけれども、ちょっとその想定がわかりかねます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君、具体的に。

○2番（中澤莊也君） それでは、具体的、例えばお茶のイメージとしてはまずいよ、ということで、このオチャッピーの名前のいわれということで副町長は説明をされました。これをイメージキャラクターとしてお茶の宣伝に使いたいという方があって、町はそういうもの、町がこれ著作権を持っていれば、町が審査をして、このイメージキャラクターを使ってもいいよという判断をされると思います。例えば熊本県のくまモンにしても、商品を開発したい方については、そのものがそのイメージを壊さないものであれば、誰でも自由に使えるというようなことが言われていますので、その辺について、町の方でしっかり審査をされて、町の方で認めてくださるということがまず肝心だと思いますが、これをお茶屋さんの中でも使いたいという人が、やっぱりあるわけです。ですから、そういうことが町の判断でクリアで

きるかという、その点について質問をさせていただきました。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まずは応募された方が産業文化祭のイメージキャラクターとして応募された。そしてその審査を経たということがありますので、まずはその点を十分御理解いただいて、それに対しての御協力をいただくということと、当然アイデアを提供してくださった方々の意思等もありますので、そういう点を十分くみ取られた上で、その方々が使用されることをですね、イメージとしてこれが産業の発展というのですかね、そういうものにつながっていくものと、そういうことで理解されるなら、それは全く拒むことはないというふうに思いますけれども。

ただ、いろんな理解の中で、それが最初の理想というのですかね、理念はそうであっても、全くずれていく場合もありますので、そこの辺はしっかりとチェックしていかなければいけないというふうに。

あくまでもこれは産業文化祭のイメージキャラクターであるという点が第一原則で、それで募集していますから、ただ、そういう中において、活用として、町の産業文化祭ですから、産業等に貢献できる、そういうものであるならば何ら拒むところはないのではないかというふうに思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 申請したら使えますかというすごく仮定的な質問になっているもので、町の方としても出てきたら検討するという答弁になっていますもので、これ以上はもう無理なのかなと思いますけれども、もしあるなら質問は許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、副町長の方から説明していただきました。これが、今、仮定ですけども、使いたいという方が出てきていたら、町の基準を設け、町の考えに合ったものということならば、積極的な利用を認めていただきたいというのが希望であります。

次に、あ、議長。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 次に、2点目の質問をさせていただきます。

先ほど町長の方から、町の耕作放棄地の解消のために産業課を中心に様々な事業を展開していて、これからも中山間地の直接支払い等については国・県の方に強く要望していくという答弁をいただきました。

まず、この中山間地の直接支払いの現状、課題ということについて、まず伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 中澤議員の御質問にお答えいたします。

中澤議員の中山間地域等直接支払交付金事業でありますけれども、この事業は、国が行う事業でありますけれども、中山間地域において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産に対する中山間の不利を補正するための支援を行い、農地の多面的機能の確保を図

るために行われているものです。これを行うことのできる事業主体は、集落協定を締結した農業者等であります。これには第三セクターであるとか農業協同組合、生産組織、特定農業法人等が含まれます。交付金は、10 a 当たり 1 万 1,500 円が支払われるということになっております。

現在のところ、この中山間地域の事業を受け取れる地区の畑の斜度等が規制がございます。このことについても26年度がこの交付金の第3期の期間になっておりますので、町長の答弁にもございますように、事業の継続並びに傾斜度等の要件緩和を要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） この事業は非常に成功されているという事例がございますので、町長の答弁、今、産業課長の答弁にありましたとおり、26年度でとりあえず終了だということですので、継続して強く要望していただきたいということと、傾斜度の関係で、やはり使えない農地がありますので、その辺についても国の方へ強く働きかけをお願いしたいと考えております。

その中で、生産基盤の整備と人材育成という面も含めて農地の保全という、これは平成22年3月に作成されました川根本町環境基本計画の中で、経営規模の拡大や作業効率の向上、耕作放棄農地や遊休農地を増加させないために、農協等と協力して農地銀行の業務を拡充するなど、より一層の農地の有効活用を推進しますという項目がございますが、具体的にこの農地銀行の業務を拡充するという点について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 中澤議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、町として農地銀行の業務はとり行っておりません。この受け皿としまして、現在、農業委員会による耕作放棄地等のあっせん、それから人・農地プラン等による担い手等への集積を現在進めておるところであります。

なお、情報としまして、国は農地の中間管理機構の立ち上げを平成26年度以降計画しているようでありますので、その情報については注意深く収集をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） 今、産業課長の説明がございました中で、農業委員会における耕作放棄地の普及というのですか、情報の提供という点について、もう一度詳しくお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 農業委員会の業務としまして、農地の利用集積等を図るという業務がございます。本来であれば、そこで農業委員会の委員さんが貸し手、借り手の仲立ちを

してそれぞれうまく耕作を図っていくというような仕組みになっております。ただ、残念ながら、現状を言いますと、貸し手側が非常に多くて借りていただける方が非常に少ないために、そのところで耕作放棄地化する可能性がございます。

先ほどの答弁にもありますように、国の農地の中間管理機構等がどのような制度になるかまだ詳細がはっきりしておりませんが、その情報を注意深く見守りながらこれからの農地保全等に取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） 耕作放棄地は非常に川根本町、川根茶にとって大きな問題でありますので、この今言われた中間管理機構ですか、その設置についてアンテナを高くして情報の収集に努めていただきたいというふうに考えます。

最後になりますが、環境基本計画の中で地域共同体等による農作業受委託の仕組みづくりを進め、様々な形での新規就農のあり方を検討しますという項目が載っておりますが、これについて詳細を説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 農作業受委託の仕組みづくりと新規就農のあり方ということでございますけれども、まず新規就農を希望する方につきましては、県や農業振興公社で行うがんばる新農業人支援事業という制度がございますので、そういう事業のPR、また、新規就農を希望する方については、就農についての相談、また独立自営就農後の相談支援などに取り組んでいきたいと思っております。

もう1点の農作業受委託の仕組みですけれども、これも耕作放棄地解消についての非常に大きな問題と考えております。これからは農作業のこの受委託のできるような組織の立ち上げであるとか、また新規就農を希望する方、町内だけでなく町外等にも呼びかけながら、広く新規就農者等を拾い出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） 今答弁いただきました。農作業受委託の仕組みづくりというのは喫緊な課題だと考えますので、組織の立ち上げ、今言われたように町内外を問わず農業をやってみたいという方を募集していただきたいと思えます。

やはり農地が荒廃するというのは、しいて言えばとりもなおさず地域の疲弊ということにつながりますので、耕作放棄地が出ないような対策を強く要求して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さん、おはようございます。といたしましても、大分時間がお昼どきになりましたけれども、ただいま議長より指名されました日本共産党の鈴木多津枝です。

ただいまより通告に基づきまして一般質問を行います。

大きく2件の通告ですが、まず最初に、高齢者にも子供にも優しい安心・安全のまちづくりについて7点伺います。

1点目は、結婚・出産祝い金の増額、学校給食費の無償化、奨学金の増額と給付制奨学金の導入など、子育て負担の軽減を図る考えはないか伺います。

2点目は、大きな課題である川根高校存続のために、下宿や寮など生徒の受け入れ体制をどのように整えようと考えておられるのか伺います。

3点目は、若者住宅建設、宅地の分譲、民間賃貸住宅の家賃補助、空き家紹介などの定住促進策を講じる考えはないか伺います。

4点目は、学生や高齢者、障害者などを対象とした大鐵運賃補助を行う考えはないか伺います。

5点目は、洪水・地震などの自然災害に備えて、どのような要援護者対策がとられているのか伺います。また、家具の転倒防止や耐震補強などの補助の拡充や地区集会所、学校などへの太陽光発電と蓄電設備の設置など住民の命を守り抜くための防災対策を強める考えはないか伺います。さらには東海地震の震源域真上にあり、世界一危険と言われている浜岡原発の再稼働を認めないという意思表示を行う考えはないか伺います。

6点目は、来年4月からの消費税増税の不安が高まる中、町民に身近な行政が町民の暮らしを守る防波堤となって、国保税や介護保険料などの目に見えた負担軽減を図る考えはないか伺います。

次に、大きな2つ目として、寸又峡温泉露天風呂の建て替えが進められていますけれども、こういう大量の給湯を要する施設へのバイオマス活用を進めて、森林整備や雇用の場の拡充を図る考えはないか伺います。

以上、多岐にわたる質問ですが、町長の前向きな御答弁を期待しまして最初の質問といたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

最初の御質問要旨にあります結婚・出産祝い金の増額を行い、子育て負担の軽減を図る考えはないかということですが、現在、当町では新しい夫婦の門出を祝福し、明るい家庭を築き、次代を担う子どもの誕生を祝い、もって定住人口の増と活力あるまちづくりのため、結婚祝い金として、婚姻届け出をした夫婦で、ともに町の住民基本台帳に登録されている者に対し、婚姻成立1組に対し5万円を支給しております。出産祝い金としましては、出生届により、住民基本台帳に登録された新生児の父または母で、第1子の場合2万円、第2子は3万円、第3子以降については、その都度5万円を支給するという制度を定めております。

平成24年度の実績につきましては、結婚祝い金は7件で35万円、出産祝い金は、第1子が15件で30万円、第2子は8件で24万円、第3子以降は10件で50万円の支出がありました。結婚祝い金と出産祝い金の合計では139万円の支出でした。

県内の他市町の手当、祝い金の経済的支援事業の状況ですが、県内では16市町が単独事業として様々な形で支援しております。結婚に対して祝い金の支援を行っているのは県内でも少なく、当町を含め2市町だけでした。他の市町につきましては、出産に対しての祝い金の支援がほとんどというのが現状です。この現状を見ますと、当町については結婚、出産に対しての祝い金としては、他市町と比較しても手厚く支援していると考えられます。このため、現制度を継続し、増額の考えはありませんが、子育ての負担軽減については他の様々な施策で検討していきたいと考えています。

次に、学校給食の無償化、奨学金の増額等の問題ですが、最初は私の方から答弁させていただきます。

教育委員会所管の学齢児童生徒の就学の立場から答弁します。

学校給食に係る経費については、学校給食法第11条により負担者が定められており、施設設備費、人件費は設置者である市町村が、その他の経費としての食材費は保護者が負担とされています。御理解いただきたいと思います。

次に、奨学金に係る質問ですが、多くの奨学金制度は、勤勉意欲がありながら、経済的理由により就学が困難な生徒や学生に対し、学習の機会均等を図ることを目的としております。

その運営は、日本学生支援機構や静岡県教育委員会をはじめ、学校法人や公益団体、民間団体など多岐にわたっています。また、交付を受けた奨学金の返済が不要な給付型奨学金制度もありますが、日本の奨学金のほとんどは返済が必要な貸与型奨学金であることが実情です。

川根本町では、川根本町育英奨学金条例で、向学心に富みながら、経済的理由により修学困難な状況にある生徒・学生に対し、奨学金を貸与する制度を定めています。制度の概要は、奨学金として月額1万円以内を交付し、償還期限は卒業後5年以内となっています。

これからも有為な人材を育成することの必要性から、生徒・学生の修学実情の把握に努め

ながら、必要に応じ制度の見直しを検討したいと思います。

次に、川根高校の問題です。

現在の川根高校の教育環境を見ますと、保護者や生徒の要望に十分応じ、生徒一人一人の個性を重んじ、生きる力を育む教育がなされていると思いますが、今後の生徒数の減少によっては、現在の教育の質を維持することが難しくなるのではないかと危惧されます。このことは、川根高校関係者からも聞かれ、早急に生徒増の対策を講ずる必要性を感じています。

川根高校では、本年度に入り生徒数確保のための方策として、中高一貫教育連携中学校からの進学率を高めること、連携中学校以外からの志のある生徒の受け入れを進めることに取り組んでいます。その中で課題となったことは、遠隔地からの生徒を受け入れ、お世話くださる下宿、食事等のことでしたが、今年の6月中旬に、徳山区、藤川区、水川区の皆さんに「生徒の下宿先募集」のチラシを配布し、下宿先を募りました。現時点では、具体的に下宿先の選定に至ってはいませんが、今後、川根高校同窓会と連携し、協力を得ながら、町としても積極的にかかわっていきたいと思っています。

次に、若者住宅建設等の問題です。

若者住宅建設については、現時点では新たに建設するといった具体的な構想はありませんが、当面は地名地区の若者定住促進住宅を基本としながら、民間住宅の空き家の活用など、町営住宅建設によらない環境整備を進めていきたいと考えております。

民間賃貸住宅家賃補助については、町内に住所のある方または居住しようとする方で、高校生以下の子を持つ子育て世帯等の方が民間賃貸住宅に居住する場合に、条件に応じて家賃の一部を支援するといった制度について検討をしているところでございます。

また、現在実施しております定住促進住宅建設事業費補助制度の拡充を図るとともに、関係課と調整を図りながら定住促進に努めていきたいと思っています。

次に、宅地の分譲についてお答えします。

現段階で未利用となっている町有地や民有地で、宅地として適している場所を調査・整備し、定住希望者を対象として宅地分譲できるよう施策を計画していきたいと考えております。平成26年度に委員会を立ち上げ、場所の選定や規模、敷地の大きさですとか分譲数、それから事業主体等の計画案を策定し、計画案の認定後、事業計画案に基づいた実施設計及び事業主体の選定を実施し、造成工事と事業主体による宅地分譲販売を行えるよう計画していきたいと考えます。

次に、空き家紹介などの定住促進策について回答します。

現在、空き家については、平成20年度に実施した役場職員聞き取り調査により、約200件程度存在しているのがわかっています。しかし、この数字については、年数が経過していることもあり、必ずしも明確でない数字ではありますが、今後も年々増加していくことが予想されます。

平成24年10月より空き家バンクのホームページを開設し、情報提供を始めました。平成24

年度に5軒の登録があり、そのうち2軒の物件が売買され、現在では3軒の登録がされています。

また、この事業に伴い、空き家改修事業費補助金交付事業を開始しました。この事業は、空き家登録バンクに登録された物件を購入または賃借した者が、町内の事業者により施工される当該物件の改修に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度ですが、平成24年度は申請がなかったのが現状です。

課題といたしまして、現在のところ町内の空き家が実際どのぐらいあるのか明確に把握できていないのが現状であり、必要最低限の情報の把握が必要だと認識し、状況把握に努めていきたいと考えています。

一方、情報提供の場として、現在、第2期田舎で遊ぼう「家庭菜園講座」を実施しています。この事業は、田舎暮らしに関心のある都市部在住者を募集し、年5回程度の農業講座を開催する事業です。その中で空き家バンクに登録された物件の見学ツアーを盛り込み、情報提供を行っています。また、情報提供の観点から、町内の建設業から組織される古民家再生協会との連携も強化していきたいと思っています。

空き家の増加については町としても深刻な問題と認識しています。今後は当町が空き家を買取り、改修を行い、希望者へ提供できるシステムの構築も含めて考えていきたいと思えます。

次に、学生や高齢者、障害者などを対象とした大井川運賃補助を行う考えはないかという御質問でございます。

現在実施しております高齢者や障害者に対する大井川鐵道の運賃補助につきましては、まず、川根本町腎臓機能障害者通院費助成事業におきまして、いわゆる人工透析治療を行うため、大井川鐵道やJR等の公共交通機関や外出支援サービスを利用されて通院されている場合には、その交通費を実費の半額を助成させていただいております。

現在、町内では人工透析治療の方で助成事業を申請されている方が15名おりますが、そのうち大井川鐵道を利用されている方が3名、外出支援サービスを利用されている方が5名、自家用車を利用されている方が11名おります。総計が15名にならないのは、自家用車と公共交通機関を併用している方がいるためです。

次に、町内の精神の障害を持った方が社会復帰のための作業施設に通園する場合、その通園にかかる定期代の半額を助成するという、川根本町精神障害者施設通園費助成金交付事業という制度もありますが、現在はこの制度を利用して通園されている方はおりません。

このほか町の補助ではありませんが、障害者総合支援法に基づいて、障害者の施設に通所している方が大井川鐵道を利用されている場合に、大井川鐵道の御支援により、運賃を半額にさせていただいている方もおります。

なお、大井川鐵道運賃との直接の関係はありませんが、外出支援サービスにつきましても利用料の割引があり、身体障害者手帳1級、2級を所持している重度障害者の方の場合は2

割引、相乗りの場合で2人の場合は2割引、3人以上の場合は4割引、さらにつき添いをされる方は原則無料となっています。

また、町の児童・生徒に係る通学費の援助につきましては、川根本町遠距離通学児童生徒通学事業費補助金の規定により、一定の条件を満たして大井川鐵道を利用されている場合に、その全額が支給されておりますことは既に御承知のことと思いますが、県の特別支援学校に通学されている児童・生徒に対する通学援助におきましても、その家庭の経済状況、所得状況によりますが、により交通費の全額補助、半額補助、補助なしのいずれかという制度があり、大井川鐵道を利用された場合にも対象となるものであります。

以上、学生や高齢者、障害者などを対象とした大鐵運賃の補助について説明させていただきましたが、このほかの減免措置は特に考えておりません。

次に、洪水や地震への備えにつきましては、近年、ゲリラ豪雨や竜巻などこれまで経験したことのない様々な災害が日本列島を襲っております。当町におきましても今年の4月、平野部でしか起こらないと思われていた竜巻と思われる家屋被害も発生しております。このような中、災害から身を守るには町民一人一人が常に災害と隣り合わせであるという認識を持ち、自分の身は自分で守るという意識と日ごろの備えが被害を最小限に抑えることができるものと考えております。

このため、町ではまず自分の住む地域の災害リスクを知っていただくため、土砂災害の危険箇所を記載し、必要なときには安全な場所に避難していただくよう土砂災害ハザードマップを作成し、配布したところであります。さらに洪水時の浸水想定区域と円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、配布を計画しているところです。

地区集会所の耐震化や学校の非常時発電装置の配備は24年度で終え、集会所の発電装置につきましても、各地区で町の補助制度を利用し整備を進めているところです。さらに家具転倒防止に対する助成や、住宅の耐震化は多額な費用がかかるため、費用負担を抑え、御自分の命を守っていただくため耐震シェルターに対する助成を行っております。このように様々な自然災害に対する備えと補助制度を使っていただくため、さらなる広報活動も必要と考えております。

さらに浜岡原発の再稼働問題につきましては、今日の電力事情は老朽化した火力発電所を再稼働させ、ぎりぎりの運用がなされていると認識しております。燃料価格の上昇や環境問題などもあります。さらに日本がデフレを脱却し経済成長をさせていく必要など、様々な視点から考えていくべき問題であり、従来から申しているとおおり、これは基本的に国が考えるべき問題であると思っております。

次に、消費税関係です。

消費税増税の不安が高まる中、国保税の負担軽減を図る考えはないかとの御質問ですが、消費税の増税が行われた場合、やはり町民への日々の暮らしに対する影響は少なからずある

ものと考えられます。

しかし、直接当町の国保税にどの程度の影響を及ぼしてくるのかは、増税後の経済の動向や被保険者の所得状況等の変化によって左右されてくるものと考え、現時点では確認することができません。

御質問の趣旨は、消費税増税が実施されて国保被保険者にかかる負担を国保税においては、一般会計からの法定外繰入金によって負担軽減を図る考えはないかというものと理解いたしました。

現在、当町の国保会計では、一般会計からの法定外繰り入れは行っておらず、保険税負担能力が低い低所得者に対する減免相当額を公費で補填する保険基盤安定制度のもとで保険税軽減分を、また、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、国保財政安定化支援事業費等を一般会計から繰り入れて負担軽減を図っております。

ただし、6月議会でも申し上げましたとおり、長引く不況の影響や地域経済の冷え込み、被保険者の高齢化等の影響を受けやすい国民健康保険の財政状況から、今後の方針としては、まずは被保険者1人当たりの調定額の維持など、一定の基準をもとに、後年の被保険者の負担の平準化をしていく方針で考えています。

なお、急激な医療費の高騰などがあった場合などにおいては、支払準備基金の取り崩し等を検討し、支払準備基金の状況によっては、税率等の改正と合わせて一般会計からの繰り入れも検討しなければならない状況もあると考えます。

また、医療費の上昇を防ぐことは、国保税の調定額を低く維持していくことにもなり、被保険者一人一人の負担を軽減することにつながることを考えます。そのためには、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業の充実を図ることも被保険者の健康維持増進につながって、結果的には医療費の高騰を防ぎ、国保税の負担軽減にもつながっていく重要なものと考えます。

次に、介護保険料についてお答えします。

まず、消費税の増税による介護保険料への影響はないと考えておりますが、介護報酬等につきましても、現在のところ詳細は確認できておりません。

しかし、消費税が上がった場合、町民への暮らしに対する影響は少なからずあるものと考えられますが、この介護保険制度は国・県・町の負担割合による歳入に加え、利用者の保険料により財源が確保されて運営されておりますことは既に御承知のとおりであり、現在の保険料は平成26年度までの3年間の計画に基づいて算定されているものであります。

この決められた保険料をいただくことで、この制度が安定的に運営されており、介護保険料を変更したり、新たな町独自の軽減制度を導入していくことは、現在の町の介護保険事業計画そのものを見直さなければならないことにもなりますので、現時点での介護保険料の変更は到底不可能なことであると認識しておりますとともに、来年度に策定されます第6期の介護保険事業計画につきましても、今期と同様に制度のルールに基づいた保険料設定をして

いきたいと考えております。

なお、介護保険料の負担を減らすということにつきましては、現在の保険料を見直すという方法ではなく、今後介護予防の面に全力を注ぎ、介護認定者の増加を抑えて給付費の増加を極力抑えていくことにより、結果的に保険料の増加を最小限に抑えることを目指していきたいと考えております。

次に、寸又峡温泉などへのバイオマス活用についてであります。

寸又峡温泉野天風呂等、大量の給湯を要する施設へのバイオマス活用を進め、森林整備や雇用の場の拡充を図る考えはないかという質問でございます。

議員がおっしゃるように、本町には寸又峡温泉をはじめ、4つの温泉施設や福祉施設等、大量の給湯を要する施設があり、燃料として重油や灯油等を使用したボイラーで温め給湯しています。

現在、全国各所で林地残材だけでなく、廃材も組み込んだバイオマスを活用した温泉施設の整備が計画されるようになってきましたが、まだまだその普及までには至っていないのが実情です。

しかし、重油等と異なり空気中の二酸化炭素を増加させない上、木材の有効利用につながることから、町では町民がまき等の燃料を使用するストーブ、ボイラー等の購入に対し、その一部を補助しているところです。

御提案の木質バイオマスボイラーについては、利点としては、熱利用は比較的小規模な利用から始められること、需要者も供給者も地元が主体となり、資金が地域で循環し活性化が図られることなどが挙げられますが、一方、課題として木質バイオマスボイラーは、熱需要に応じて出力調整ができない、使用する燃料の種類、水分含有量や形状、大きさなどによってボイラーの機種が異なるため、地域で生産できる燃料の質を勘案して剪定することが必要、エネルギー源である間伐材等の収集や運搬に要するコスト、また年間を通じて安定的に確保できるかなど様々な問題があります。

当町の森林整備は質の林業を目指しており、現時点ではエネルギー資源として大量の林地残材の供給は難しいものと思われませんが、林業はもとより地域の活性化をさらに進めるためにも、本町に見合う木質バイオマスの利活用、例えば木質バイオマスボイラーを主体的には整備するのは困難であるが、重油等の補助として整備するなど、森林整備や雇用の場も含め十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） たくさんの質問をしましたので、細かく答弁をいただきました。これから一つずつ質問を、確認をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、結婚・出産祝い金ですけれども、増額を考えていないという最終的なお言葉だったんですけれども、町長も先ほど紹介されましたけれども、24年度今決算やったんです

けれども、予算が192万円に対して決算は139万円ということで、53万円残している。全部使っても139万円だったわけですから、私はこれをもし、2倍にすれば、結婚で5万円を10万円に、第1子が2万円を4万円、5万円とか、みんな5万円、10万円単位の補助にすれば、非常に効果的な使い方になるのではないかと思うんです。余分に使うようなことは絶対ありませんし、これが足りない状況が起きれば、むしろ町にとってうれしい悲鳴であって、ぜひそういう額の増加を考えていないか再度確認をいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに結婚された方がいただける額が多ければ多いほど家計の助けにもなりますし、好ましいことかとは思いますが、じゃ、その上げたから急に結婚が増えるのかという点も、必ずしもそれが結婚につながるかという問題もございますので、今現在他町との比較の中でも、うちの町は積極的に進めているという状況でもありますので、もう少し推移を見てみたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 以前、子供の医療費の無料化拡充をと言ったときも、じゃ上げればそれが子供が増えることにつながるのかというような答弁をされたことがありましたけれども、私はすぐに増えないにしても、この町のPRをすることはできると思うんです。上げたというPRを町外へ発信することができる。そのことが大きな効果になるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 結婚の祝い金ばかりでなくて、その後の医療の問題ですとか子育て支援等の問題、もろもろ総体で考えていく必要があると思うものですから、そういうものの中で考えていく。それから、そういう部分についてもうちの町はある意味先導的に進めている方ではないかなというふうな自負は持っておりますけれども、そういうもの、総合的に住宅の問題ですとか考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ前向きに今まででいいよと言うのではなくて、今までとは違う形で支援を強める、そういう意欲を持っている町だということを発信していただきたいと思います。

それで、次の小学校、中学校の給食費のことですけれども、先ほどの結婚・出産祝い金は増額をしても300万か400万ぐらいで済む額ですけれども、給食費の無償化ということでは予算が今年度が2,397万円ということで、決算になると200万円ぐらいは減るのかなと。決算で24年度も200万円ぐらい下がってしまいましたので、そういうふうに思うんですけれども、未就学も24年度決算で156万8,000円ありまして、6人の方が滞納になっているということですが、非常に決算審査では滞納に対して厳しい意見が出るわけですけれども、私は確かに払えるのに払わないのは許されないことで、行政もそここのところはちゃんと理解を求めて集

金をするということが大事でしょうけれども、でも、本当に人に言えない苦しさとかがあるのかもしれないし、そのことによって、滞納しているということによって子供が本当につらい思いを学校でしているかもしれない。そういうことを思うと義務教育は無償という憲法の定めがあります。学校で食べる給食も食育という教育の一環だということを考えれば、無償化も検討すべきことではないかと思うんですけれども、これには2,000万円ぐらいの予算を、財源を必要とするんですけれども、町の大きな財源から言えば大きな問題ではないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 義務教育は憲法第26条第2項で無償であると規定されており、教育基本法第4条の12の本条の趣旨の具体的な内容としましては、国公立義務教育課程における授業料の不徴収と明記されております。また、教科書等については、別途教科書無償供与制度を設け、無償配布されております。

しかし、給食費については学校給食法第11条の2で保護者の負担とされております。したがって、義務教育は無償というようなことが憲法で書かれておりますけれども、授業料以外は原則有償ということで、給食費を無料とすることでは新たな財源が必要になってくるということもありますので、現行で考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 法律で定められていて、給食費は保護者の負担というふうになっているからできないのですか。それとも新たな財源が必要だからできないと考えるんですか、どちらでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 前者法律に基づく規定であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 法律に基づく規定と言われましたけれども、無償にすることはできないとは書いていないと思うんですよ。保護者から給食食材費にかかる部分をいただきなさいというふうなことで、それ以上もらってはいけないよということだと私は理解しています。現に私、いろいろ調べたんですけれども、前橋市では第3子以降は無料にしています。それから、兵庫県の相生市は幼稚園、保育園、小学校、中学校全て無料です。それから、和歌山県新宮市は平成22年から小学生の2人目から無料にしています。群馬県南牧村は平成22年から第1子から保育料、小・中学校の給食費を全て無料にしています。それから、茨城県大子町は平成22年から小・中無料です。北海道の三笠市では平成18年から小学校を無料にしています。東京都の江戸川区は昭和49年と言いますから、戦後間もなくですね、もうそのときから無償ではありませんけれども、3分の1の補助をしているという、それから、最後に山口県の和木町は昭和20年、これはもう本当に驚く年代ですけれども、戦後すぐから幼稚園、小

学校、中学校、全てを無料にしたという情報をインターネットでとりました。決して、もし課長が言われるように、法的にと言うのだったら、こういうやっているところは違法だとおっしゃるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 違法とは言っているわけではなくて、川根本町にあっては学校給食法第11条に基づく負担ということについて施設設備費、人件費は設置者である市町村その他の経費としての食材は保護者が負担ということの学校給食法に基づく負担をお支払いいただいているということでこれまでも対応していますし、これからもそのような立場で保護者からの給食費は負担をいただきたいということでもあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これまでそういう対応をしていたというのはわかります。これからも同じ対応をしていきたい、私が質問したにもかかわらず、検討することもなく同じ対応をしたいと答えられる理由は何でしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、課長が申し上げましたが、学校給食法第11条に決められております。設置者が施設設備費、人件費等は負担すると。しかし、食材については保護者負担と、そのようになっておりますので、そのところを遵守していきたいと、そのように考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、教育長は無償にするのは法律を犯すことになる。それで、今先ほど私が取り上げました幾つかの10市町近くの自治体は学校給食法に準じてやっていない自治体で、教育長からすればけしからんということでしょうか。

○議長（板谷 信君） 答えなくてもいいよ。教育長。

○教育長（杉山広充君） それは他の市町村のことについてはちょっとわかりません。けしからんとかそういうことでありません。ただ、私たちの町は学校給食法第11条を遵守していくと、そういうことです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） やってもいいことだったら戦略的に本当に私は最初に給食費を払えないのか、払わないのか、そこのところは私は一人一人当たっていないからわかりませんが、行政の方は本当によくわかっていらっしゃると思うんです。そういう状態で子供たちが親の経済的な理由によって格差があるという状況の中で、本当に安心して一緒に同じような気持ちで給食が食べられるようにする。また、子育て支援、親の負担というのは大きいと思うんですよ、給食費の負担というのは。例えば3人学校へ行ったら大変な4,000円、5,000円、中学校で5,000幾ら、小学校で4,000幾ら、もう1万5,000円超すわけですよ。そういう子供たちをたくさん育てている方たちの子育て支援にも本当になると思うんです。そ

ういうところでぜひ政策的に取り組む考えはありませんかと聞いているんですけども、もう全然今までどおりでいきます。そんなことは考えられません。それで私は本当に行政として責任ある対応なのかなと非常に大きな疑問を持ちました。私はこの先ほど述べた8市町に対してとても行政の温かさ、優しさ、子供を増やしたいという熱意がある市町だなというふうに本当に感じたんですけども、町長はどのように感じましたか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今、教育長が答弁したとおりであります。例えば災害時ですとか、そういう事態を想定すればそういうこともあり得ると思いますけれども、平常の時点においては従来どおり、教育委員長の答弁のとおりで進めるべきだというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 鈴木議員の御質問の、経済的に給食費の負担が大変な家庭も含めてというようなことに話移っておるものですから、その部分についての経済的に就学あるいは給食費の負担が大変である家庭への配慮ということについては、これについてはまた別途制度がありまして、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要領という中で給食費もこの中に含んでおるということもありますので、その点についてはこれまででもそうなんですけれども、学校あるいは民生委員さんとも情報交換等を払いながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 思わぬところに話が飛びまして、私は確かにそういう経済的に大変な子たちが未済になっているのではないかと考えられるということで言ったわけですけども、その今課長が言われた就学援助費、要保護、準要保護の補助金に関して言えば、川根本町は前から言っているように、所得要件が生活保護基準の1.5以下の人たちということで、かなり高い基準が設けられて、1.3に多くの自治体が下げているから下げるべきだと言っているけれども、それをもうずっと下げないで来ている。そういうこともあります。

それと、また要保護、準要保護の制度があると言うのだったら、じゃ、この6人の方は要保護、準要保護を受けていらっしゃるんですか。受けてないと私は思うんですよね。それで、受けていないから未済額になるわけですよね、免除されていない。じゃ、その人たちに要保護、準要保護の制度がありますよ、どうですかという働きかけをされたでしょうか。

○議長（板谷 信君） 議員、あとほかにもたくさん通告があるけれども、これずっとやっていていいですか。

○10番（鈴木多津枝君） いや、今のだけ。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ちょっと横からで申し訳ない。要保護、準要保護について学校給食、給食費に相当する部分の給付というのがありますので、ただ、これはそれを直接的に差し引きしているということではなくて、家庭の状況等もあわせながら、それをまた納めていただ

くと。現金給付なりそういう形をした中で御相談申し上げているということで、各々個々の状況を尊重しているというふうには御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど町長が申し上げましたように、災害等における部分というものは、以前議会の中でもお答えもしてあるところでありますけれども、例えば備蓄というんですか、災害等に備えた備蓄等、これもいろいろ農協さんとかいろいろなところとも交渉はしましたけれども、ちょっとまだ順調なところには至ってはおりませんけれども、例えば学校給食施設等に冷蔵の施設を持って、町民がいざ災害のときに対するある程度の備蓄米を使うというようなときに、これらを時期的には供出しなければならないという場合がありますので、こういうものを学校給食等に活用するということは想定で考えられるかとは思いますが。

あと1点、お茶については原材料と言いましても、これは町が産業育成という意味合いも含めた中で、学校給食等全てこれ原材料にカウントしておりませんので、そういう点も御理解をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ここで問題が解決するわけでありませんので、次へ移ります。

奨学金の件ですけれども、もっとたくさん言いたいことあるんですけれども、奨学金に移ります。

町長は、先ほど最初の答弁で給付制というのは全国でも、日本はこういう型がほとんどないと言われましたけれども、実際調べてみたら、調べて言われたのかどうかわからないんですけれども、簡単にインターネット見ればわかると思いますけれども、給付制の自治体が234自治体あるということが出てきました。貸与のみが843自治体で、当町は、貸与のみでも全国でやっているわけじゃなくて、半数の自治体しかやっていない中でやっている町ということでは非常に前向きだと思うんですけれども、でも、1万円ということについては町長、先ほど見直しについても検討したいということをおっしゃいましたので、給付制についてもぜひこういう自治体が234もあるんだということで検討していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 給付制という話になりますと、いろいろ町としての条件もついてくるという話だと思いますけれども、そういうものも検討するということについては特にやぶさかではございませんので、また検討はさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点目の川根高校の生徒の受け入れ体制の整備についてですけれども、早急に答えていかなければならないという答弁だったんですけれども、具体的にじゃ、どうされるおつもりか。藤川、徳山、水川の方々にチラシが確かに配布されましたけれども、答えがあったのかどうか。非常に受け入れとしては不十分な状況ではないかなと思うんですけれども、どういう体制を考えていらっしゃいますか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 川根高校の下宿の関係、生徒の募集先を募りますというようなチラシを6月中旬に徳山、藤川、水川区に配布したという状況で、その以降、川根高校にも問い合わせはあったことでもありますけれども、現時点で選定というところまでは至っておりません。川根高校としましても、来年度の募集要項の中に学校裁量枠という枠を設けて、具体的に募集に動きつつあります。

したがって、町としても川根高校同窓会と連携を強めて協力を得て、積極的にかかわっていきたいということについては同窓会とも情報交換は密に行っていて、具体的な名簿といますか、お宅へ伺ってみようかというようなことも同窓会とも話は進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 動いてはいるけれども、なかなか結果が出てこないという状況だと思うんです。それで、これを行く行くは民間の徳山区とか藤川の人たち、近くの人たちに下宿受け入れていただけるような体制ができるといいなと思うんです。高齢者だからなかなか食事まではという人たちに対しては、そういうお宅に対しては、じゃ、元気なグループの人たちが食事のお手伝いに行くよ、つくるよとか、そういう体制ができていけば、本当に家は狭いから貸せないけれども、仕事なら、お世話ならできるよという人たちもいらっしゃると思うんです。そういう協力体制をつくっていくというのがすごく可能性があるんじゃないかなと思うんですけれども、まず来年のことなんですよね。ありますよと言わなければ来てもらえないと思うんです、受け入れ体制がありますよと。そういうことで早急な受け入れ態勢というのを私は、これ可能かどうかわかりませんが、皆さん、住民の方がおっしゃるんですけども、徳山の診療所、1人、緑のふるさと援農隊の人がずっと入っているまになっています。そういうところに入れたら2人でも3人でも、もし間に合わなければ、そこに入っていて、地域の人に、じゃ、食事、ちょっとしたお掃除、お世話をお願いしますと募集するとか、そういう呼びかけをすることはいかなうことなのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 来年度の募集ということの話の中で、川根高校では学校裁量枠を設けて、連携中学校以外からも生徒を募りたいということの動きを行っているわけです。その中で心配したのがお世話をくださる下宿といますか、食事とか、やはりまだまだ未成年ですので、生徒指導ということも含めて、将来的には寮とかいうこともお考えもあるようなんですけれども、当面学校裁量枠を設けて連携中学校以外からの生徒も募集したいという過程の中では下宿ということで検討をしております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 徳山診療所についてはどうですか。活用については。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 川根高校生の下宿のことですが、高校の校長さんと何回か私、話をしております。校長さんが川根高校さんとしての要望等もお聞きしたんですが、その中にはやはり下宿がベストだと。ぜひお願いしたいと。というのは、子供さんの食事等もありますけれども、生活と健康面もあります。それを温かく見守ってくださる方がいらっしゃる家庭というのがやっぱり理想だと。教育上からは考えていますね。そういう話が何回もありましたので、今同窓会と連携をして、お話しして当たっております。同窓会の方がもう動いてくださるといことで今当たっておりますので、もう少しその推移を見守っていきたいと思っております。

私は今、川根高校を希望されている中学生は若干いるということも聞いておりますので、それに対応する下宿は見つかり、同窓会の方が鋭意動いてくださるといことで信じております。もう少し見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に期待しておりますけれども、いざというときにはそういうこともあるということも頭の隅にどこか入れておいていただければと思います。

じゃ、次に、若者の定住化についてですけれども、町は新たな住宅建設をしていないというふうに言われていますけれども、町長も言われましたけれども、地名の若中が年齢がいつぱいになって、よその町へ出て行く方もあらわれているということなどもありますし、新たな住宅建設を考えるべきではないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほども板谷議長の御質問に答えましたけれども、住宅建設というよりも、宅地の分譲を考えていきたい。それから、空き家については先ほど申し上げましたように、買い上げて、それをリフォームして提供できるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。宅地分譲についてもできれば早速26年度からそういうものへの具体的な取り組みをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう宅地分譲を受けて家を建てる。そういう力がある人たちはいいですけれども、例えば今の徳山の野志本団地ですね。あそこには4世帯住んでいらっしゃるんですよね。そういうところでこういう方たちの、あそこを解体してということで計画があると思いますけれども、どうされるお考えですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 町営住宅の関係ですけれども、町営住宅については建設課の方で町の住宅総合計画を策定しています。その中で町営住宅のストック計画というのを持って、野志本住宅については退去者が全てなくなった時点で撤去するという考え方でございます。それについては最終的に本人がそこを退去するという考えを持った時点でなくしていくとい

うような考えですので、御理解ください。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 住んでいらっしゃる方がとても心配していました。出ていかなければいけないというふうな、見つけるようにというような指導はしてないということですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 今の話ですけれども、基本的に私たち、そういうふうな野志本住宅は最後なくしてしまうよというような計画を持っていますので、その考え方は住んでいる方には伝わっているかと思います。しかし、出ていきなさいよというような表現は担当も私も行っていませんので、とりあえずは安心していただきたい。

ただ、もう1点、新たに町営住宅も幾つかございますので、あいた時点にはこういったところを紹介しているというような現状でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど町長からとても希望が持てる答弁が一つありました。それは民間の賃貸住宅への家賃補助を何か検討しているということですが、その家賃補助の内容について、例えば町の職員は住宅補助がありますよね。どういう中身になっていますか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 町の職員の住居手当というのは廃止されましたので。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に残念ですけれども、廃止されたということでびっくりしました。

それでは、大鐵の運賃補助についてですけれども、いろいろな助成が障害がある方たちにはあるということをお聞きしました。腎臓の透析患者にも私、議員になったばかりのときに提案をして補助がついたということで、交通費補助がついているということで、それが今続けられているということは大変評価できることだと思っています。

でも、例えばそうでない普通の健常者で車に乗れない人たち、例えば本川根の文化会館や千頭の駅前でイベントが行われるとき、旧中川根の方から、例えば地名から行こうと思うとどれくらいかかると思われますか。

○議長（板谷 信君） 誰が答えていいかわからない。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと意地悪だったかなと思います。通告したから補助の関係で調べておられるかと思ったんですけれども、地名から千頭まで770円かかります。片道です。例えば徳山から千頭までは280円です。往復で560円かかります。そういうところで770円片道、往復で1,540円、とても大きな金額だと思うんです。それを使っても行ってくださる方がいらっしゃるということで頭が下がるんですけれども、例えばこういう町内の人たち

が行き来が盛んになるように、バスと同じように町内の移動はバスの運賃と同じぐらいにできるよというような補助を考えられないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（山本銀男君） 現在、町の方で持っています公共交通運賃助成事業実施要綱、あくまでもそちらでは大井川鐵道が運行する地区の町民が負担する運賃と町営バス運賃との格差の軽減のために、大井川鐵道株式会社が運行する鉄道及び路線バスを利用した町民に対して、年齢等に応じた運賃の一部の助成を行っています。その中ではあくまでも全線ということではなくて、現在町営バスの路線の再編に向けた協議を開始していますけれども、鉄道とバスのスムーズな乗り継ぎを考慮するとともに、必要に応じて既存の公共交通運賃助成制度の拡充も検討していくつもりです。しかし、現時点では路線の再編によるその中での適用地域の拡大を検討しているもので、町内全域ということで大きくくりで制度変更をしていくという、そういう考えではございません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと説明がよくわからなかったんですけども、私もバス対策委員会委員になっていまして、こういうことも提案をさせていただいているんですけども、寸又の方では今課長が言われたように、町営バスの運賃とバス料金とか、それから接岨の方も大鐵の井川線の運賃とか、それからほかのところもあるんですかね。町の交通機関がないところへの大鐵しか利用できない人へのバスとの差額を補助するという制度は確かにあります。でも、例えば車がない人にとっては同じだと思うんですよ。不便さというのはそういうところの人と。しかもこの前のバス対では、今走っているやませみ号が本当に1日に一人くらいしかお客がないということで廃止をしたい。そしてデマンドタクシーに変えていきたいというふうな方向が提案された。可決したわけではないので提案されましたけれども、それも地域の住民の人たちの説明会を本当に丁寧にやってほしいという要望をしましたけれども、デマンドタクシーにかえてしまうと、定期的に走っているバスとか電車とかと違って、本当に自分が必要とするときに計画的に使うことができないわけですよ。そういう意味では、私はもしバスが廃止されても電車でバスと同じ値段で移動できますよということになれば、あるいは地域の人たちもその説明会のとき、そういう説明がされれば、考えてみますよということで説明があれば、また考えが変わる可能性もあるのかな。私は特にバスを廃止する必要はないと思っているんですけども、いろいろな経済的な効果から、いろいろな批判の声があるのも私も聞いています。そういう意味では、やはりサービスを後退させるだけではなくて、もっともっと町民の人たちが元気よく町内を動けるように、いろいろな行事に参加できるようにするというのは非常に大きな効果を、経済的な効果もあるでしょうし、活性化の効果もあるでしょうし、大きな効果が、メリットがあると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（山本銀男君） 現時点でのバス路線の対応ですけれども、先ほどおっしゃいました路線の再編、その中で適用地域の拡大は当然検討して行って、バス路線が今まで便利だったものなくなる部分については、町としても何かしらのそれに代わるものを示して行って、地域の方の理解を得ていきたいとは思っております。ただ、先ほど議員がおっしゃったように、地名から千頭の料金が高いから、そこを、とにかくその分も補填する制度というのを町を一くくりにしてつくるというようなことは現時点ではちょっと考えてはいないということです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 高いからと、もちろん高いからですけれども、車に乗れない人にとって非常に大きな問題だと。高いということが非常に大きな問題で、行きたくても、参加したくてもできない状況があるんじゃないですか、それを解消していくのは町にとっても大きな効果が生まれるものではないでしょうかということをお願いしたのですけれども、いかがですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 先ほどの副町長から住宅手当、職員の住宅手当についての廃止したという発言がありましたけれども、すみません。昔住居手当というのが存在して、そちらと勘違いしました。住宅手当は支給されております。申し訳ございませんでした。

○10番（鈴木多津枝君） 中身の説明をしてください。中身を聞いたんだから。町の職員にはどんな手当が出ていますかということをお願いしたんです。あるんだったら説明してください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 住宅手当につきましては、家賃1万2,000円を超える家賃を払っている者に支給される規定になっております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 簡単な説明で本当はもっといろいろあるんですけれども、その上にもありますよね。ちゃんと説明してください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 条例に規定されている金額ですけれども、1万2,000円を超え、2万3,000円以下の家賃を払っている職員につきましては、月額から1万2,000円を控除した金額となっております。2万3,000円を超える家賃を支払っている職員につきましては、家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1を1万1,000円に加算した金額となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、次の5番目の質問に移ります。

地震対策についてですけれども、発電機は集会所へ全部、学校ですかね、配置したという

のは、どちらだったか確認させてください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 学校に非常用発電装置の切りかえ器を全部設置したということがあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は避難所ということで言いましたので、ぜひ避難所へ太陽光発電と、お天気の日ばかりではありませんので、蓄電設備というんですか、そういうものを。

街灯とか照明とか、それから当座のパソコンなんかも地区の方たちいろいろやっていますから、情報交換するための。そういう情報が得られるための最低限の電気が得られればいいと思うんです。役場の大きなものでなくても、太陽光でもなくてもいいと思うんです。そういうものを設置する考えがないかお聞きします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど板谷議員のときの回答の中にもありました。小水力発電というものがありますけれども、小水力発電についてもいろいろな種類があるわけなんですけれども、例えば先ほどのある程度大きなものについては長島ダムであるとか、地名の用水、それらを活用した水力発電というものもありますけれども、中には町営水道の落差を利用するという、そういう利用水発電も考えられます。そういうものが災害時には安定的な供給ができるとありますので、そういうものを非常電源として配備していくということもこれからの検討材料になるかと思えます。

ただ、太陽光等については非常に不安定な電源であるということでもありますので、これは補助的に使うということであれば可能性はある、いわゆる蓄電を持って使うということは想定もできますけれども、ただ、災害等においてどの程度までなるかというのは今後まだ検討していかないと、それを必ず非常用に使えるというものには確定性のある答えはでき得ない部分があります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 昨日のテレビで福島の復興の状況を、毎日やっているんですけども、見てましたら、もうすぐとにかく電気がないのが大変だったということで、太陽光発電をつけて普通の暮らし、一応の暮らしができるようになって本当によかったという声を聞いたんですけども、絶対そういう1週間以上避難所には必要だというふうな話を聞いたんですけども、また、ぜひ検討していただきたいと思えます。

原発についてはもう町長が前回と同じ、これまでと同じ考えだということを確認しました。非常に残念ですけども、今の状況を見て、デフレから脱却するためとか、経済の視点から考えるべき問題で、再稼働を認めないなどということは多分自分たちが言うべきことではないだろうというふうにお考えは変わらないんだろうと思えますけれども、ぜひそれはもう佐藤町長の考えが変わらないということで確認をしましたので、残念ですが、そういうふう

に認識をいたします。

消費税についても、消費税のことを私は聞いたわけじゃないんです。消費税が上がるということで多くの住民の人たちが不安を抱いている中で、国保税や介護保険料などの値上げはもう本当に耐えられない、限界だよということで、それをどうやって回避するかということをお聞きしたんですけれども、先ほどの答弁では何か国保税についても、私はもう一般会計からの繰り入れをして国保会計を助けていくのかなと思いましたが、そうじゃなくて急激な医療費が出て、どうしようもないときには一般会計の繰り入れも検討するみたいで、ちょっとそういうふうに今まで言われていたのかということで、ちょっとがっかりしましたけれども、一般会計から繰り入れを何かの項目について入れていくというふうなことはできないんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これは国保の保険税の算定等にかかわるところでも御説明等もしてあるところでありましてけれども、今国民健康保険制度というのが非常に変革しているという時点にあるわけであって、どういうところかということ、後期高齢者医療制度が始まった時点の県単位の運営で、そのところでも大きなものがあります。

それから、今度は国民健康保険制度自体も医療レセプト点数が100万円以上のものが30万円以上のものについて県単位というんですか、そういう運営方式になってきていると。こと来年度は10万円ということで、あと3年たつとそれが1円以上ということになりますので、基本的に言うと、これは大きな影響があるだろうというふうに思います。だから、そういう中において、国民健康保険、負担を各被保険者が医療費の伸びが当然出てくれば、御負担もする部分もあるわけではありますけれども、そういう制度の改正によって負担が急激に伸びていくということに対しては、これは例えば一般会計の繰り入れ等も視野に入れた中で対応していかなければいけないと。要は被保険者が急激な制度によって負担が大きくなるということは避けていかなければならない。そういう意味で申し上げているということで御理解ください。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 負担が大きくなるようにということは値上げにならないように一般会計を入れるという考えだということですね。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず国民健康保険については診療報酬というんですか、その積み立ての基金があるわけですがけれども、それは適正なところへある程度は持たないと国保の運営自体が危険にさらされるということもあります。それから、繰越金という部分もありますよね。通常の運営がなされるかどうかと。そういうところも見ながら、そういう国保会計全体の運営が厳しいという判断があれば、当然そういうことはあるというふうに考えていいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護保険料への負担軽減というか、そういうことに一般会計からの繰り入れはもう法的にできないみたいな町長、お答えだったんですけども、そういう御認識ですか。

不可能と言いましたよね。保険料の変更があった……、議長。

○議長（板谷 信君） もっと丁寧に質問してください。時間はなるべくとりたいので。

それじゃあ、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 丁寧に質問します。

介護保険会計の一般会計の繰り入れをできないということではないわけですよ。不可能というのは先ほど町長が言われたのは、保険料を今変更するのは不可能だと。でも、それでも第1期にまた変更が介護保険事業計画24、25、26ですかね。だから、来年度にはまた計画変更策定していくわけですけども、そういう計画の中で保険料は適正に今までどおりのやり方でいただいて、予防に全力を注ぐんだという回答がありましたよね。それは、最後の方は、あとの方は当然だと思うんですよ、予防に力を入れるというのは行政としてね。だけど、実際介護保険会計の中で予防事業なども介護保険料を使ってやっている。そういう状況があって、十分に本当にできるのかなと私は非常に心配なんです。そういう意味でも介護保険会計にもうこれ以上負担増にならないように、どこだって負担増になるというのは収入が増えてない人にとっては大変な重大な問題なんです。そこを避けるために一般会計からの繰り入れを考えられないか再度お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 介護保険の俗に言う保健施設関連ということでありまして、これは根本のところは介護保険で持つべきか否かと言うんですかね。いわゆる一般会計の中で事業を行うか否かというような問題もかかわってきます。そういうことを考えれば、単に介護保険のみということではなくして、一般の事業として行うべき色合いのものは一般の事業としてやっていくということをより強化していくということになろうかと思えます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 制度の中で行うかどうかではなくて、私がお聞きしているのは、町民の人たちの生活を支えるために一般会計を使いませんかという根本のお願いがあるわけですよ。一般会計というのは町民の人たちの暮らしを守るために行政がやるべきことをやるということであるわけですけども、非常に6億6,000万円残したというニュース、新聞にも載りまして、町民の人たちも何で自分たちはこんなに苦しいのに、そういう町はお金を残しているんだと。非常にこれ不満が広がっていますよ。そういう中で行政がもう町民の皆さんの負担増には極力行政は協力というか支援をして、やらないようにしますよというふうに言うべきだと思うんですけども、なかなかそのお答えが何回、これまでも繰り返し言っても出てこない。そういう中で選挙を私たちは迎えようとしているんですけども、ぜひ町民

を守る立場で一般会計を繰り入れを認めるといふふうにお約束をいただきたいと私は思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 持続可能な行財政運営、これをまず考えていかなければいけないということで、一過性、今年度剰余金が出たとか何とかという話でなくて、これは将来にわたって川根本町を持続させていかなければいけない、そういう前提をまずもって町政運営に当たっていかなければならないというのが一つあります。

それから、一般会計からの繰り入れありきではなくて、それぞれの会計の中で、まず維持していける、そういうものを考えていくというのが前提になってくると思うんですよ。そういう中でどうにもものつびきならない状況になれば考えなければいけない部分というのはあると思いますけれども、先ほど言った一般会計の中で当然考えていい保険の問題ですとか、そういうこともあるだろうということであるなら、それは今、介護保険の中でやっていた部分を一般会計の中でやるとか、そういうことは可能なものがあるならば、そういうことも検討していけるのではないかなというふうに思っていますけれども。

○議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといたします。

これで鈴木君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時としたいと思います。

休憩 午後 零時 12分

再開 午後 1時 00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番、芹澤廣行君の発言を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 3番、芹澤です。事前通告に基づきまして、一般質問を大きく2点にわたってさせていただきます。

まず第1点目、急激に進んでいる少子化の中で、川根本町の小学校、中学校の再編成についてという非常に難しい問題であります、行政の皆さんと議論を深めていきたいと思っております。

今後といたしましては、川根本町立小学校4校、中学校2校の児童・生徒数の推移について、先ほどもある議員の質問に答えまして、24年度の出生児、ゼロ歳児の方が33名ということを知っておりますが、その後の数字というものは生活健康課の方で把握されていると思います。この推移についてお尋ねをいたします。

その数字に基づきまして、2として、小学校4校の複式学級の出現というものは、数字上も現実的問題として出てくると思います。連関しますけれども、その予想についてお尋ねします。

3番として、4校の小学校を1校に、2つの中学校を1校にとできる可能性はあるかという質問をさせていただくわけですが、非常にこれは質問する立場の者としても重要な問題だと思うんです。子供の教育といいましても、子供が学校に通える距離とか体力の問題、あるいはそれを送り出す父兄の方の御負担というものを考えますと、なかなか軽々に結論が出るという問題ではありませんけれども、行政担当各位の忌憚のない考え方を改めてお尋ねしたいと思います。

大きな項目の2番といたしまして、本町の職員の方の町外に住居を置く、これは質問書には「者」という表現になっておりますが、住宅を町外に置く職員の方というふうな読みかえにさせていただきます。

そういう方の数について、内容的には、町長の命令により町内を外れて出向されている者があれば、この方の数を教えていただきたい。

2番目、自己都合、この表現がいかかわかりませんが、自分の御都合で入庁されてから住居をこの町から移られた方、その数とその最たる理由、これについてお尋ねをしたいと思います。

その理由についてが、本日の質問の趣旨であります。なぜこの町を離れなければいけなかったかという問題は、非常に、我々町民、議員、行政も、その原因を精査し、何が町を出ていってしまったかというあたりを徹底的に検証することによって、ほかの町職員の町内からの移転を防ぐ、あるいは、数多くの一般勤労者が営々と静岡、島田、藤枝などへ行って、簡単に言えば、お金を稼いでくれて、この町のために働いてくれる方が、その理由も同じだと思うんです。この町が何で不便であるのか、住みにくいのか、あるいは子供の問題はどうなのか、親の問題はどうなのか、この辺を本当に真剣に考えていくことが、この町を保全し、自治体として生き残っていく最たる方針を生む、最初の課題といいますか、解決していきたいということに当たると思います。

暫時、項目ごと、再度、席に戻りまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの芹澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 芹澤議員の御質問にお答えいたします。

最初に2つ目の方を私から申し上げて、1つ目については教育長の方から答弁させていただきます。

川根本町の町外に住居を置く職員に関する1つ目の出向等による者の数についての御質問ですが、現在、静岡にあります静岡地方滞納整理機構に職員が1名出向し、静岡市に住んでおります。

2つ目の質問ですが、平成25年4月1日現在で職員数は、町長、副町長、教育長を除くと148名、うち通勤手当を支給している町外からの勤務職員は24名です。内訳は、島田市21名、藤枝市1名、静岡市2名です。理由につきましては、結婚を機に転出する者が多いのではないかとこのように思われます。

1つ目については以上です。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） では、芹澤議員の御質問にお答えいたします。

平成25年8月19日現在の児童・生徒数の推移でございます。

小学校4校の児童数は、平成25年、本年度217人、平成26年213人、平成27年204人、平成28年202人、平成29年208人、平成30年205人、平成31年213人、これが小学校です。

中学校2校の生徒数についてお答えいたします。平成25年150人、平成26年144人、平成27年135人、平成28年117人、平成29年107人、平成30年109人、平成31年100人です。

次に、2つ目の質問についてお答えいたします。

学級編制についてですが、学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、これに規定されております。

では、平成25年8月19日現在の児童数から、複式学級の出現予想について申し上げます。

中川根第一小学校です。平成26年から2年・3年の複式学級が発生し、以後、進級を重ね、平成29年まで予想されます。

中川根南部小学校です。本年度、3年・4年で一つの複式学級が行われています。平成26年は、2年・3年と4年・5年の2つの複式学級、平成27年は4年・5年の一つの複式学級、平成28年は4年・5年の一つの複式学級が予想されております。

本川根小学校です。平成29年に2年・3年の一つの複式学級が予想されます。

中央小学校です。複式学級は現在のところ予想されません。

3点目です。4校の小学校を1校に、2つの中学校を1校にできる可能性はあるのかという質問ですが、教育委員会では、本年度、少子化の進展に伴う児童・生徒の減少を踏まえ、小中学校の教育のあり方を協議、検討するための川根本町立小中学校のあり方協議会を設置し、第1回の話し合い、協議会を前月、8月27日に実施いたしました。

協議会の設置目的は、学校規模による教育活動のよさ、違いを共通理解する。2つ目は、今後の学校教育のあり方について幅広く意見や思いを収集する。こういうもので、委員会構成は、教育委員4人、小中学校PTA代表12人、保育園保護者代表6人、幼稚園PTA代表2人、地域の住民代表としての学校評議員6人、計30人で構成をしております。

第2回の小中学校のあり方協議会は、今月、9月27日に予定をしております。

また、大規模校、中規模校、小規模校の研修視察は10月の中旬に計画をしております。

今後、この協議会を重ねることにより、様々な意見、思いが述べられることと思っております。その中で、課題に取り組む方向性を教育委員会が集約したいと考えております。

したがって、現時点で、4校の小学校を1校に、2つの中学校を1校にできる可能性はあるのかという御質問には、教育委員会としては回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 事前質問の順番を変えて、町長の方からお答えがありましたものから、第2番目の職員の町外に居住を置く方の数について再度質問をいたします。

1番目の出向等による方の数というのは、これはしかるべく当然であります。先ほどの町長の答弁にありました自己都合による方の数が、中に婚姻の理由による方とそれ以外の方というふうな数値をちょっと承っていないものですから、婚姻でやむなく町外に出られた方と、婚姻でない場合の、もう一遍、数を教えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 婚姻による転出ということですが、あと自己都合という言葉の定義がはっきりわからないということがございまして、転出は、結婚を機に転出される方が多いということで、婚姻して出られる方、お嫁に行く方等、いろいろパターンがございまして、それについては集計してありません。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 転出をするときには、しかるべき総務課の書類の提出があると思うんです。そのとき総務課では、婚姻並びに養子縁組というものは、概略把握はできると思うんです。私が聞きたいのは、そういう婚姻、養子縁組以外の方、これはゼロということなんですか。これを聞きたいんです。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 今手元にある資料を見ますと、ちょっと言いにくいことなんですけれども、離婚されて出ていく方等もありますので。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 大変申し訳ない質問をしたと思うんですけれども、結婚、離婚というのはあると思うんです。ただ、私が総務課長にお尋ねしたいのは、その離婚、結婚以外の方、これはないということですか。これを再度はつきりしていただきたい。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 御質問にありますこの自己都合というものの、どこまでが自己都合という、その定義みたいのがあればお教えいただきたいと思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 私の主張が間違っているかもしれませんが、私の意見は、自己都合というものは、結婚、養子縁組、離婚、これ以外のものと認識しておりますが、間違ったら指摘していただきたい。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） そもそも町外に住んでおられる方を職員として採用された方もありますので、そのような方は自己都合ではないという考えでよろしいですか。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 申し訳ありませんが、それは総務課長の勘違いだと思います。もともと町外からの正職員を入庁させてということは、余りパターンはないと思うんです。宣誓書がこういう形であると思うんです。全ての公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。この宣誓書と、それから身元保証人の方の署名捺印があって、何年か前に、あるいは何十年か前に旧中川根、本川根に入庁されたと思うんです。

だから、すべてが、課長がおっしゃるのは、職能的に町外から人材を求めたというふうなおっしゃり方をしているんですけれども、これは間違いはないんですか。離婚、結婚、有能な方が町外から本庁に入庁していただいたと。本当にこれは事実なんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 特殊な資格等が必要な方を町外から採用いたすという経緯がございます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） この問題については、平成19年12月の議会で先輩議員が、杉山町長に同じような内容で質問した経過がございます。そのときに、32名の方がおったということです。それが、婚姻、結婚、養子縁組等が14人、自己都合が18人、その中で町長と話し合いをした結果、その18名中8人が本町に戻るというふうなことを明言したという、議事録に載っております。総務課長の話だと、それはないというふうな形にとるしかないんですけれども。

僕が言いたいのは、くどくなりますけれども、そのどうしてもやむを得ない婚姻関係、あるいはその逆の場合、あるいは養子縁組という以外の方で、本町で採用されて、何らかの理由で移転してしまったという方が何人おるかということは、これははっきりしてください。その原因を我々町民なり議員なり行政が本当に精査することによって、この町を離れていく理由というものが、一つ、ある面では明らかになってくると思うんです。それが、多くの、町職員の何倍もいる、何十倍もいる勤労者のこの町から離れないような施策を講ずるために、重要な一つのかなめの石になると思うんです。どうぞもう一遍調べて、数を言ってください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 結婚を機会にということで、お嫁に行かれる方もおりますし、結婚に当たり、例えばその配偶者の方が川根本町には住みたくないよということで、結婚を機に転居されるという場合と、いろんなパターンがあるわけなんですけれども、これは町役場

の職員には限らず、町民全体にやはり言えることではないかと考えます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 総務課長、一つ大きな間違いをしているんじゃないでしょうか。町の職員も一般の勤務も、憲法で保障されている人権ですね、住むところの自由、職業の自由、宗教の自由というものは、公務員であれ、一般勤労者であれ、これは平等です。しかし、私がきょうあえて質問したいのは、一般企業に勤める職員の方と公務員の立場というものが、あなたのおっしゃり方だったら、一緒じゃないかと、どこに住もうが、嫁が向こうへ行こうと言ったら勝手に行っても、何ら一般企業と関係ないというふうに私は解釈されるんです。

私が言いたいのは、この本当に奥まった小さな自治体になりつつあるこの町で、婚姻でだんなさんが、あるいは奥さんが町へ出ようと言ったときに、安易に出てしまうということは、町民は余り好ましくは思っておりません。税によって給料をもらっている公務員が、軽々にこの町を出て向こうで生活をしているものが果たしていいのかどうかというのは、私をここに送り込んだ多くの有権者の、多くの方の意見です。

いいですか、総務課長。その辺を、公務員の立場と一般企業に勤める方と全く同じかどうか、もう一遍おっしゃってください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 公務員は、やはり住民のために働いておることは間違いありません。それで、一般の方が出られるのと公務員が出られるのでは、やはり違いがあると思います。例えば災害時にすぐ集まるとか、参集時間がかかる、あるいは道路が寸断されて登庁できない等の懸念もありますので、やはり町内に住むほうが好ましいとは考えますけれども、それを強制するのはなかなか難しいかと考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 総務課長ばっか答えなくても結構ですから、町長、副町長でも誰でも結構です。災害のときだけそういうふうに困るということですか。税金の問題とか、納付すべき市民税、町民税、こういう税の問題とか、あるいは日常生活、地元の商店街を利用しながら、皆さん、お買い物しながら商工会も維持発展していくわけですけれども、そういうふうな経済効果なんかもないと。災害だけということでは僕はないと思うんですけれどもね。これは、町長、副町長、どちらか、全てを含めて、デメリット面というものは、行政の長として思い当たる節があれば、御忌憚のないところをちょっと言っただけですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 御指摘のところは、特に災害等の場合、その緊急事態等に即応ができるかどうかというようなことも、それらも含めた中、またそれ以外では、職員の給与等に関して、他市町へ納めるというようなところにおいて、経済で自治体の中にも影響はあるかなしかなというようなことだと思うんですけれども、御質問のとおり、シビアな形で言います

と、当然影響はあるというふうには思っておりますし、例えば災害時等も、もっと考えてみますと、町内に住んでも時間がかかる方もおります、状況によってはですね。そういうのを考えてみますと、その応急の体制を、じゃ、どういうふうにとっておくかということも、緊急の地震等のところも、そういう対応策も、1次、2次、3次という形の中ではっております。

ただ、日本国憲法の中で保障されたその居住の自由というんですかね、公共の福祉に反しない限り、その居住の自由は、当然、これは憲法ですから、一番最大限に守られるところがあるわけなんですけれども。

ただ、もう一つは、芹澤議員が御指摘されたように、じゃ、役場の公僕たる地方公務員が安易にそういうことを盾にということは、僕は、そういうところは一つの反省点というんですかね、じゃ、仕事の勤務時間を離れたらそれはもう自由だということばかりではないと、そういう点はお互いの考え方は共通するものがあると思います。

ただ、いかに転出されていく方々というのはいろんな御都合があると思うんですよ。婚姻とって、自己都合という中においても、それで、じゃ、若い方々が、家庭の崩壊というんですかね、崩壊までとは言わないまでも、非常な状態になるということも想定することもあると、そこを強制的にということは、なかなか難しい問題もあります。

ただ、一般的に、公務員がそういういろんなもろもろのことを考えた中で、やはりそこに勤める地域を大切に思うということは必要でもありますし、そういう中において、以前、19年に議員が質問されたというところも、そういう強い御指摘があったところだと思います。

それ以後については、やはり通勤手当等も、ある一定の枠以上は制限をしております。もう一つは、22年に地域自治の振興事業を行ったときにも、地域アドバイザーという形で、そういう役場の職員がより地域を大切にすることの中において、積極的に地域アドバイザーをしてくださいということをして、実際活躍された方もおりますけれども、特に町外等に出られた方については、そういうところをしっかりとやっていただいて、その地域を愛していただくということをやっていただきたいというふうに思っております。

これは、これから、例えば、22年に行いましたけれども、その自治振興事業ですね、こういうものは、ある程度の自治体のそういう力の状況を見ながら行っていかなければならないのかなと思いますけれども、そういう中においては、より、その協力ということよりは、ある程度職員を全体に配置するとか、特に町外へ出られている方については、その職員が出ていない地域に割り振りをするとか、そういう中において、そういういろんな自治活動、協力とか、そういうものに参加をしてもらおうと、そういうことが一つの解決にもつながっていくのではないかなというふうに思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 明快な副町長の答弁がありまして、私も聞きながら、これ以上の質問は必要なしというふうに判断しましたけれども、もう1点だけ。そのような副町長の答弁、

お答えの中で、恐らく議事録にも載るでしょうし、下の階で聞いておられる職員の方もおられると思うんです。私は、先ほど申したように、憲法に違反するようなことを発言するわけでもないし、法に触れる発言もしたくありません。また、願わくば、町のこれから幹部職員にならんとしている、下にいる職員の方が、それだけの理由で仲たがいをしたり、非難の応酬というようなこともあってはならないということで、とにかく全庁挙げて職員のチームワークというものを再構築するに当たり、今、副町長がおっしゃられたようなことを、出られた方も出る方も共通の認識として、町外に行った方は、地元にいる方の何倍も貢献するというふうな意識を再度持ってもらうように、きょう並んでおられる課長さんの部下にもそういう方もおられると思います。どうぞその辺はうまい采配を振って、職員の少ない148人のパワーを最大限出せるように御努力願いたいということで、この質問については終わります。

議長、いいですか。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） では、順番は変わりましたが、中学校、小学校の将来像です。

教育長さんの答弁だと、統合というものは、まだきょうの段階では視野に入っていないと。私も思います。しかし、先輩議員が何年か前に視察に行っておられた片浜小学校が、いよいよ統合ということで、きのうかおととい、新聞を見たんですけれどもね。

片浜というのは、御存じのように、南も北も小学校が統合されても、そんなに生徒には負担がかからないようないい場所にあるわけで、あれはやったと思うんですけれども、想定する私の、じゃ、小学校4校をどこにするかという問題なんかも、非常に、南北二十何キロも離れたところだと、これは大変な問題になると思うんですけれども。

しかし、そういうことを前提に、現場を経験された教育長にあえて聞きたいわけですが、複式学級の現出状況というものを今承りました。この複式学級のデメリット、メリットというものは一体どこにあるか、これだけちょっと。これは教育長にお願いしたい。現場を経験された方じゃなければわからないのであります。課長の答弁は要りません。教育長、お願いします。

○議長（板谷 信君） 答弁者を指定しないように。

教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、複式学級についてのメリット、デメリットでいいですか。

○3番（芹澤廣行君） はい。

○教育長（杉山広充君） 私、複式学級については、直接的には経験はしておりませんが、何校かは見たことがあります。直接的にその学校へ勤務したことはありませんが。

一番のメリットは、教師が一人一人の子供に目をかけることができると。ともすれば、1対1の対応が可能だと。比較しますと、例えば40人学級の場合には、一人の教師が40名を見なければなりません。そうしますと、子供がどの子も1回発表した場合、1時間に40回ですね、そういうことになります。今度は複式の場合。複式の場合、現在は14人までは複式と、

15人までは複式が解消されます。ですから14人ですね、最高ですね、複式は。国では17人までは複式なんです。けど、静岡県では15人で複式解消加配というのがありまして、14人までが複式と、そうなっておりますが、非常に目が届きやすいわけですね、14人の子供に。または8人、10人と。これは確かにいいことだと思います。

ただ、デメリットの方は、例えば競争の場合、運動会ですね、14人でしか競争はできません。大きい学校ですと、40人、80人で競争はすることができます。そういうようなこともあるんじゃないかなと思います。

それと、本町では今、中川根南部小学校は複式になっておりますが、町単独の講師1名を配置しております、複式学級といいますが2名の先生が見ていると。そんなことで、私は、複式のよさというんですか、それは南部小学校では十分行われていると、そのように考えております。

いいでしょうか。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 今、教育長の答弁ですと、目が届くと。これは14人であれば、35人、40人と違いまして、届くということは、数の面ではそう思うんです。ただ、学年をまたいで、そこまで果たして教師が能力がある……、能力って失礼ですけども、大変な負担になると思うんです。その問題は、私はどうしても、1学年1教師担任という、これが理想だと思うんですけどもね。

それから、これはちょっと重大な発言をされたんですけども、南部小学校の場合は、複式にしても、特別の補助の職員の教師をつけていただくということをおっしゃられましたけれども、じゃ、ずっとほかの小学校も、こういう事態があったときに、決してこういう補助職員は来てくれるということは担保できていないわけですね。これは、教育長、どの学校でも、複式になっても補助教員というのはつけるという自信がおありですか。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山充君） 今、南部小学校のことについて申し上げましたけれども、南部小学校については、講師ですね、複式の講師1名つけておりますね。そのほかに支援員というのも1名配置しております。それで、ほかの学校においても支援員が1名ついておりますので、複式になった場合には講師を配置することは可能だと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 先ほど8月27日から第1回目の方の会議が発足したわけですけども、第1回目ですから顔合わせとかいう形なんだろうけれども、父兄の中にこの複式に対してどのような認識を現在お持ちになっているか、どういうふうに思っているか、行政で見解をちょっと述べていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） 8月27日に第1回のあり方協議会を開催いたしました。第1回ですので、事務局からの説明、これは組織のこと、それから事業計画の承認とか、あるいは基礎数値の説明、提出というところでほとんどの時間を費やして、具体的な意見交換という部分にまでは入ってはおりません。

今年度、5回程度開催をしたいということで、第2回以降、基礎数値を使ったり、あるいは、皆さん、保護者の方が思っている思いとか意見を議論する会に2回以降持っていきたいというふうに考えています。

ですので、あり方協議会では、具体的な意見ということはまだ出されてはおりませんが、参考までに、平成24年の議会で、やはり複式についての南部小学校での不安とか、意見、あるいは声が入っているかというようなことで、やはり教育長が答えておりますので、その中で幾つか説明をしたいと思います。

1点目としては、複式に対する不安の声よりも、期待の声も多く聞かれる。

2点目、少人数によって、一人一人の手厚い指導が期待でき、確かな力と豊かな感性が育まれていると考えている。

3点目、少人数のかかわりの中でも、高め合うことができ、いろいろな場において支え合う経験ができると考えている。

4点目、複式を経験している保護者もおり、自分の経験からも、余り不安を感じていない方もいる。

5点目、保護者の中には、一つの学習スペース、教室等で授業が行われていることに、お互いの声が気になり、集中力が続くかを心配している方もいる。

6点目、保護者の方よりも、地域の方、特にお年寄りの中に、複式への不安を感じている方が多いように思える。不安とは、競争の中で生まれる力が欲しいということである。

というような意見が聞かれたということをお答えしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） ありがとうございます。

今、課長の発言ですと、大体半分半分、賛成半分、反対というよりも不安でしょうね。反対という意見を述べるような現状じゃありませんのでね。

これは本当に、将来、川根本町に勤務されている御子弟を預かるについては、一番かなめの話だと思うんです。ですから、次回以降、学校を考える会の中で、本当に忌憚のない、複式の問題、あるいは中学校に至っては、部活動もなかなかできないし、せっかく小学校まで野球をやったけれども中学校でやめたとか、非常に、先ほど来、中学校の問題は余り議論にならなかったんですけどもね。先般、9月14日、本川根中学校の運動会に出席させていただきましたんですけども、1学年から3学年まででたった48名と。男半分、女半分ですからね。もう野球をやりたい、サッカーをやりたい、柔道をやりたいというと、完全に部活が重複し

なければ希望がかなえられないと。

そういう中で、私みたいな年配の者は、同級生が、中川根、本川根を入れますと当時560人おりました。団塊の世代でね。今は100人を切っている中でね。私のときには競争も厳しかったんですけども、部活動にしる何にしる、文化活動にしる、自分の希望するところに入れたことも一つの事実です。ですから、大いにこの中学校の問題を、一緒にすべきか、しなくてもいいのか、してはいけないのか、こういう問題を徹底的に話し合っていたきたいと思います。

以上、この問題についての質問は終わります。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（板谷 信君） これで3番、芹澤君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 認定第1号 平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（板谷 信君） 日程第2、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、中野暉君。

○決算特別委員長（中野 暉君） 少し時間をいただきます。

それでは、平成24年度川根本町会計決算特別委員会委員長報告をいたします。

本定例会において、平成24年度川根本町会計決算認定について、決算特別委員会に付託さ

れました事件について、会議規則第77号の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

9月3日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程、審査要領について協議を行い、その後、平成24年度財政シミュレーション、財政健全化判断比率及び総括説明を受けました。

審査は、9月5日、6日、9日、10日、11日と5日にわたり実施をいたしました。5日から、平成24年度一般会計及び特別会計6件の決算審査について、それぞれの所管課長、局長、室長及び担当の説明を受け、審議を行ってきました。また、12日には現地調査を実施し、準用河川沢奥沢川改修工事、現場での説明を受け、続いて、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、崎平地区のソバ栽培について担当課より説明を受けました。次に、林道を奥に進み、林道ヒラト線開設工事、これは平成23年度から26年度の事業で、一部完成現場を歩いて確認をしました。最後に、B&G海洋センタープール改修工事及び新規購入ボートの説明をいただき、視察を終了しました。視察終了後、午後1時から、認定1号から認定7号までの委員会採決を行いました。

採決の結果、次のとおり認定しましたので、報告をいたします。

認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の経過状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきではありませんが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告をさせていただきます。

それでは、報告をします。

1ページの2款総務費、2項6目ダム水源地域振興費、ふれあい館についてであります。周辺の施設と連携した指定管理の導入をする方法が必要ではないかという質問に対し、接岨地区全体で活性化するよう、ふれあい館を含め考えたいとの回答がありました。

続いて、次のページ、7款商工費、1項2目商工業振興費、売れるものづくり事業補助金の内容は何かという質問に対し、白葉茶の栽培について補助している。当初100万を補正し

増額をしているという回答でございます。

次に、6ページ、2款総務費、2項3目まちづくり事業費、縁むすび事業は今後も進める予定か。参加者の人数確保が難しい。結婚を目的とするか、町のPRを主にするか考えたい。5年間の中で、昨年、3団体に委託したが、今後、町の魅力、個人の魅力が繋がっていく事業展開を検討したいという回答でございます。

次に、10ページ、10款教育、5項4目、停電の場合はどう対応しているかという、給食のことですが、停電の場合、とまった時間により業務を判断する。緊急対応マニュアルがある。施設が大きいのので、自家発電はないとの回答でございました。

次に、12ページ、10款教育費、2項1目学校管理費、臨時職員、特別支援員について質問があり、支援員9名は、特別な指導が必要な児童に配置している。面接により教員免許証の所有者等を採用しているとの回答があった。

14ページ、10款教育費、4項4目資料館運営費、町内の子供たちがどの程度入館をしているかという質問に対し、各学校にて、社会科、生活科、総合学習の授業等において利用している。また、入館料については、町内の子供には減免としているという回答でございました。

15ページ、2款総務費、1項1目一般管理費、職員提案による提案数と採用件数、表彰内容はどのようなものかの質問がありました。提案件数は10件、アイデア型提案9件、改革成果型提案1件で、うち表彰されたものは「課内行事の把握と課内調整のための月間行事予定作成」であり、全庁へ広めるよう啓発をしましたとの回答です。

次に、24ページ、4款衛生費、1項1目健康増進費、生活改善センターの活用実績について質問がありました。ママケアスクール、マタニティスクール、食育スクール等、児童等の食育事業にも活用をしている。また、町内一般団体の利用もあるとの回答がありました。

26ページ、いやしの里診療所事業特別会計、1款総務費、1項施設管理費、医師募集についての質問がありました。24年度中に18名の方から問い合わせを受け、そのうち1名の応募があったが、先方の都合で決定には至らなかったという回答がありました。

続いて、29ページ、8款土木費、1項1目土木総務費、定住対策限度額30万円の拡大を。また、関係各課との連携をとってほしいとの質問がありました。建設課だけではなく、企画課等関係各課とも協議し、検討しなければと感じているとの回答がありました。

続いて、34ページ、簡易水道事業特別会計、4款予備費、歳入のところで、歳入を事業費に向けるがバランスはどうなっているのか。今の段階で水道料金は上げるのかとの質問がありました。現状では上げなくてもよいが、今後、北部の水道施設改修もあるため、公営企業会計へ移行する29年度までに固め、各年度ごとに計画を水道委員会等で検討し、いつから公営会計に移行するかも含め、検討をするとの回答がありました。

続いて、35ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社協への職員派遣については町はどのように考えているかの質問に対し、社協の資質向上、技術の向上を図るために職員を派遣している。最低3年はかかるが、事務についてはもう少し時間がかかる。社協でも改

善すべきところは改善していただき、地域福祉の内容の強化も図っていただきたいと思いますとの回答がありました。

続いて、39ページ、介護保険事業特別会計、1款1項総務管理費、システム改修費は前年度と比較してかなり減少しているが、その理由は何かの質問がありました。前年度は、介護保険計画の4期から5期への移行のため大規模な改修が必要であり、そのために金額が大きかったものであるとの回答があった。

続いて、45ページ、6款農林水産費、2項4目町有林管理費、F S C認証の更新は何年ごとかの質問がありまして、今回が初めての更新で、更新は5年に一度となる。前回は2008年取得、今回2013年が更新年ということになります。

続いて、国民健康保険事業特別会計、1款1項総務管理費、一般管理費の一般財源がマイナスになったのはなぜかとの質問があり、平成23年度に実施したシステム改修委託料で、国の調整交付金が平成24年度に入ったため、特定財源の歳入が平成24年度支出額を上回った。その分が、一般財源マイナス68万3,500円となったとの回答があった。

以上でございます。

以上、抜粋して報告をさせていただきました。

結びに、平成24年度は、当町初のオリンピック選手、カヌー競技で大村朱澄選手がロンドンオリンピックに出場されました。また、川根本町まちづくり基本条例が制定をされました。この条例は、平成21年11月に設置された策定委員会により、延べ21回にわたる会議を経て、平成24年6月議会において、賛成全員で可決制定されたものでございます。さらに、平成24年6月から、川根本町議会基本条例制定に向けて、第1回の検討特別委員会が開催された年でもありました。

町財政については、財政健全化比率により、年々起債残高も減少し、改善されていることがうかがえる。特に、実質公債費比率は7.4%、前年度の8.8%より1.4ポイント改善された。これは、健全化基準の25%を大きく下回って、年々改善されている数値である。しかし、今後の行財政を考えると、さらに厳しい状況が想定されるわけで、堅実な財政運営をお願いしたい。

平成24年度決算審議において、地方交付税が予想より減額されなかったことは、結果的に収支に余剰が出たが、消極的な政策で財源が余ったのではなく、24年度事業についても、事業執行率も全体では95%と、多くの事業執行実績報告があり、歳入歳出について6日間審議をされました。

また、今回も課題である諸問題が審議されましたが、今後もますます深刻な問題として継続検討課題と考えます。

総括して、限られた財源で将来の町財源を勘定しなければならず、補助金及び交付金等有利な財源確保に努力をされ、町民に対し、財政実務が低下することのないよう、今後も努力をお願いいたします。

さらに、今回の委員会で審議されました案件を考慮され、次年度の予算に関連づけることをお願いし、関係した皆様には、スムーズな決算特別委員会が遂行できたことを感謝申し上げます。

また、委員の皆様には、意義ある貴重な御意見をいただき、大変有意義な委員会ができましたことを改めまして感謝申し上げます。平成24年度川根本町決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成24年度一般会計決算に反対の立場から討論いたします。

思い起こせば24年度予算は、町のブロードバンド整備事業の是非を求める住民投票請求を否決した議会や責任者である町長に対するダブルリコールが出されたことで、4人の議員が辞職し、住民投票を目前に控えた混乱の真っ最中で、病欠の議員もあり、わずか7人の議員による、通常よりも1週間も短いスピード議会で成立した予算でした。

国の政権交代に関連して打ち出された、経済対策や生活環境対策と銘打った自治体への多額なばらまきも終わり、前年度より1億3,200万円、率にして2.3%減の55億1,300万円の縮小予算でしたが、決算では、歳入で約10億円もの増の65億3,297万円、歳出では繰越明許を含めて3億5,795万円増の58億7,095万円となり、繰越額は、二度とこんな多額な繰り越しを出さないようしっかりと住民要求にこたえた事業を行うべきと批判された、21年度の繰越額6億1,195万円をさらに上回る6億6,202万円に上り、早くから新聞に取り上げられて、多くの町民から、もっと町民の要望に応じて、やるべきことをしっかりやるべきとの批判の聲が上がっているところです。

過去最高の繰越金が出た理由は、地方交付税の算定方法が変わり、面積割が導入され、3億円ほど増えたことなどで7億6,000万円も増えたことや、当初で何の見通しもせずに恒例的に1億円しか計上しない繰越金が5億円余に上ったことなどで、基金の取り崩しの減額や起債の減額を行ってもなお、このような繰越金が出たものです。

この中にはもちろん、歳出においても、民生費や衛生費、商工費、消防費、教育費などで合計3億円余の減額がされましたが、一方では総務費や農林水産費、災害復旧費などで大幅な増額になり、差し引きでは、3億円余の差額を差し引いた結果の6億6,000万円の繰越金

となったものだというので、町長をはじめ行政が説明された、やるべきことをやらないで残したものではないと言われるのを一概に否定するものではありません。

しかし、当初予算の反対討論で述べたように、地方交付税は、前年度に起きた東日本大震災による膨大な復興費用の必要や、国勢調査による人口が5年間で900人の減少だったことなどで、地方交付税の減額が心配されましたが、町は大きな影響はないとのことで、前年より1億円増額の予算計上をしました。交付税代わりの臨時財政対策債も8割方の3億5,000万円を計上し、基金取り崩し額も5億円余を計上するなど、ほぼ前年同様の事業費を確保するために、かなり目いっぱい歳入を計上した予算だったと思います。

繰越金も例年どおり1億円を計上するなど、この上、前年度の台風災害のように、年度途中で大規模な災害など緊急な支出が必要になったら大丈夫か心配な予算だと述べましたが、林道施設災害復旧工事で1億円の増額となりましたが、23年度からの繰越金が5億円余もあることがわかり、不要不急の事業に充てる財源だけでなく、町民の暮らしやすい環境整備や雇用の場の拡充など、まだまだ住民の要望に応える余裕がある財政の活用を一般質問や年度末の予算要求などで示してきたものです。

そういう町民の声によって、商工費の住宅リフォーム推進事業補助金の増額など、町民からも町内業者からも好評なことや、佐藤町長になって特に力を入れてこられた中学卒業までの子供の医療費完全無料化や子宮頸がんワクチン、インフルエンザ予防接種などの各種予防接種の補助拡充は、大いに評価できるものです。

しかし、これまでも反対の大きな理由としてきた、自治会振興費の集会所修繕費や建物保険料に124万円余も南部地区への負担増や、北部地区集会所への大規模修繕などでも、1,400万円の補助金支出の裏には地元が同額以上の負担をしていることを思うと、まだまだまちづくりで最も大切なことを理解していないと言わざるを得ないもので、地区住民の暮らしを圧迫し、地区の力を衰退させかねない過大な負担はやめるべきです。

それでも平成24年度は、私の繰り返しの批判もあってか、住民の避難場所となる重要な施設との位置づけで、全額町費による耐震補強工事が実施されたことは大変評価できますが、町有であれ地元所有であれ、集会所は、地域住民にとっても町にとっても、地域の活力と安全・安心を支える大切な施設であることを深く認識して、地区や住民に過大な負担を背負させることは断固やめるよう主張します。

細かいことですが、遊具の保守点検委託料で、当初予算より4分の1ほどしか使わなかったことについて、遊具は危険だから置かないとの回答は、子供を増やそうと本気で考えている町とは思えないものでした。

また、4款衛生費の1項6目環境衛生費で、猫避妊・去勢手術費用助成金が一昨年創設され、大変期待されましたが、昨年も、自己負担額が大きいため予算の半分も利用されませんでした。増える一方の社会問題化する野良猫を増やさないようにと、自費で手術を受けさせ守っておられる方々の苦勞を思うと、もっと補助率を下げて、利用しやすくするべきではな

いでしょうか。

3款3項1目の災害救助費に、一昨年孤立した富沢地区住民へ、14節で物資借り上げ料140万円や、20節扶助費で民間住宅家賃補助180万円が計上されましたが、今年の3月議会で合わせて250万円も減額補正が行われ、決算ではさらに減額して30万円弱の執行しかなく、半年近い苦しい孤立生活を、集落の全員で力を合わせ助け合って乗り越えた人たちへの見舞金が、5万円の当初予算から13万5,000円に増額されたことは、たとえわずかでも、ほっとしたというよりも、当初予算の5万円が本当に少ない額だったと言えることだと思います。

富沢地区の皆さんが一番望んでいるのは、孤立することがないように道路の確保であり、町はそのために、迂回路確保として23年度より林道ヒラト線の開設工事を始めました。4年計画で、総延長1.3kmの林道開設で、総事業費は1億5,000万円ほどとのこと、安心・安全の暮らしを守るためにも大変重要なことだと思いますが、現地視察をして、県から2分の1の補助があるとはいえ、余りにも立派な道路がつくられていることに驚くとともに、果たしてふだんの利用者があるのだろうかと驚きました。

また、富沢地区の皆さんが言われていた、大井川に永久橋をかけてほしい、そうしていただければ、今まで何回も繰り返し崩れては直した費用でつくれたらろうし、今後も崩れるたびにお金をかけることになると、異口同音に言われた言葉を思い出し、果たして富沢地区の皆さんがこの立派な道路を見て喜ぶだろうかと疑問を抱いたのは、私一人ではないはずです。

企画費の支出額2億1,000万円の中で、茶の販路拡大や定住人口拡大、交流事業などの支出がありますが、友好都市事業や市場開発委託費など、町外の人には惜しげなく出す経費が、結婚・出産祝い金や移住促進事業委託料など、町内・町民には乏しく、また町民を巻き込む仕掛けも少なく、効果につながらないことが残念です。

また、公の施設の指定管理導入も、人件費の削減に終わっているように思えて残念です。

9款消防費で、防災ラジオが未整備の1,400戸へ設置されたことや、避難所となっている小中学校の体育館に発電機が整備されたことなど大いに評価できますが、高齢者世帯が多く、正しい使用法などきめ細かな説明がまだまだ繰り返し必要だと感じます。

消防の広域化や同報無線のデジタル化など多額な費用を要する事業が進められていますが、議会へも町民へも説明不足としか言いようがありません。メリット、デメリットなども明らかにして、小さな町の負担を軽減するために、国や県へ党派を超えた要望や働きかけなどの取り組みの必要性を痛感しました。

10款教育費は、予算が前年度より5,500万円ほど増えた款ですが、決算では1,500万円しか増えず、2,600万円に上る不用額が出ています。

その中で、1項3目の奨学金貸与金が、60万円の当初予算に対し支出は18万円で、一人は12カ月分、一人は6カ月分の支出しかなかったのは、これまでも、月1万円では小遣いの足しぐらいで、大学へ行く経済支援としては余りにもお粗末だと指摘しているものです。もっと子供に学ぶ機会を提供できる制度とするべきです。

また、中学2年生のカナダ英語研修も、18人分の予算をとりながら10人の参加しかなく、義務教育の機会均等の立場からも、希望する生徒は親の経済状態に左右されることなく皆参加できるよう、負担を下げ、子供の未来にける事業とするべきです。

また、小中の就学援助費も、予算に対する執行率は50%前後と低く、もっともっと周知を図り、収入が少ない親御さんがもっと気軽に申請できるようにして、所得要件も生活保護基準の1.5倍以下を1.3倍以下に引き下げて、子育て支援を強化して、親の収入に子供が左右されることなく、安心して子育てできる体制を整えることを強く要望します。

まだまだ言いたいことはたくさん山ほどありますが、行政の職員が議会や町民の声に耳を傾けて、町を元気にするための休日出勤もいとわない取り組みや、暮らしや命を守る取り組みなど、一つ一つ前向きに住みよいまちづくりをされてきたことは、心から感謝を述べるものです。

本当は批判より評価することの方がはるかに多く、職員の努力する姿もしばしば拝見しながらも、あえて24年度一般会計決算に反対するのは、町民の暮らしが年を追うごとに苦しくなるもとの、真に行政が住民を守る防波堤になっているかを思い直し、町民に喜ばれる行政、安心して住み続けられるまちづくりを今以上に進めてくださることを心から願うからにはほかなりません。町の主人公は町民であることを忘れないで、温かい、夢のあるまちづくりを進めてくださることを切に要望しまして、私の反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 11番、中田です。

認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成24年度は、歳入総額65億3,297万円、歳出総額58億3,335万円で、実質収入額6億6,202万円となっております。これは、平成23年度と比較しますと、歳入の伸びよりも歳出の伸びが少なかったためであると考えられます。単年度収支額は2億3,756万円となり、そのうち1億5,000万円が臨時財政対策債による借り入れであるため、単年度では厳しい状況であったと考えられます。平成24年度は、当初予算には55億1,300万円でありましたが、23年度に引き続き大きな決算となっております。

平成24年度は、当初予算の事業に加え、平成23年度からの繰越明許でもある地区集会所の耐震補強工事の実施、林道などの開設・改良工事の実施、教育施設等の整備、住宅リフォーム推進事業、売れるものづくりの支援事業による助成事業など、安全で安心なまちづくりのための事業や地域経済の活性化に資する事業の実施ができたことではないかと思えます。また、インフルエンザ予防接種費助成事業など、他自治体よりも充実した取り組みが行われるなど、住民の健康維持・予防対策に配慮された事業も実施されております。また、平成24年度は、地方交付税の交付が23年度と比較すると2億8,500万円の増額とされましたが、経済的な経費を約1億6,500万円減額することもできております。

平成32年度以降において地方交付税が、現在の試算でいきますと5億7,000万円の減額が予想されております。また、今後予定されている北部地域の簡易水道施設整備事業において、約10億円の財源の確保が必要となっている点など、将来を見据えた財政運営については理解のできるものであります。

実質公債費比率につきましても、8.8%から7.4%へと改善されているなど、健全な財政運営がなされているものと考えられます。また、各種事業の決算につきましても、予算によった事業完遂がされたと評価するものであり、賛成するものであります。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成24年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成24年度国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

反対の最大の理由は、町民の多くの方から、国保税が高くて払えない、収入は減る一方なのにこれ以上値上げしないしてほしい、生活できないなどと悲痛な声が上がっているにもかかわらず、昨年6月議会本算定で2年連続の値上げが断行された会計の決算だからです。

私は、これまでも機会あるごとに、所得水準が低い当町では負担増などやるべきではない、一般会計からの法定外繰り入れで値上げを回避するようにと一生懸命求めてきました。それなのに、行政も議会も、昨年6月議会の本算定で、基金がたくさんあることや、国保加入者だけに一般会計を充てるのは他の保険に入っている人に不公平などとして、後期支援の分と介護納付分で値上げする条例改正を行いました。

なぜ一般会計からの繰り入れで値上げを回避することが不公平なのでしょうか。多くの自治体が一般会計からの法定外繰り入れを行っていますが、住民から批判が起きているなど聞いたこともありません。このような私の懸命の訴えが、今年の6月議会でようやく行政に受けとめられたのか、町長より、今以上の負担を避けるために、今後、一般会計からの繰り入

れも考える旨の答弁が行われました。

当町では、町民の3分の1が国保の被保険者です。社会保険など雇用保険の人も、退職すれば、75歳の後期高齢医療保険に入るまでは、誰もが国保に加入します。国保は本来、雇用保険などどこにも入れない商店や農家、高齢者など全ての国民が安心して医療を受けられるよう、憲法第25条の生存権を保障するために国がつくった社会保障制度です。国が医療費の2分の1を負担していたのを次第に切り下げて、38.5%に今では切り下げていること、このために、自治体の責任が重くなり、国保税が引き上げられ、余ると、いざというときのために基金へため込まれるというやり方が進みました。そのため、今では所得の1割を超え、払いたくても払えない人が増えて、どの自治体でも滞納額の増加が大きな問題になっています。

当町の24年度決算でも、滞納額が、前年度よりは少し減りましたが、3,377万円に上り、1年間の国保税額の16%を占めています。長期の滞納者へは、正規の保険証が取り上げられ、3カ月ごとに納付を促す短期被保険者証の方が増えています。医者にかかる窓口で10割負担となる資格証明書の方は、3人から1人に減ったということですが、この方は、医者にかかっていない元気な方だという説明を聞きました。これから職員の方の注意深い見守りが必要だと痛切に感じます。

24年度は、3月議会で介護保険料や後期高齢者医療保険料も、改定の年だからと当たり前のように値上げされ、6月の年金支給では多くの方が、目減りした年金に不安の声を上げました。既に国保税は所得の1割を超え、多くの町民が苦しんでいます。国保税はもう限界だという認識があれば、このような大変なときに値上げなどできなかったでしょう。所得が200万から300万の世帯でも、1回分の支払いが3万円から4万円となり、一度滞納すると2回分で6万円から8万円も払わなければならなくなり、ますます支払いが苦しくなります。年金は減る一方なのに、何を削って生活すればよいのかとか、売り上げは減る一方で、医者に行くのも我慢しているのにと、議会や行政への不信の声が上がっています。

町民の協働が頼りのまちづくりに、大きなマイナスにならないか心配です。行政もそれを恐れたのか、昨年、町の広報に改定のお知らせが載りましたが、値上げの言葉などどこにも書いてありませんでした。でも、確実に増えた負担を何も知らせない行政へ、かえって町民の不信は高まり、逆効果になっています。

値上げの結果、所得100万円の2割軽減世帯でも、13万7,000円から15万円余に上がって、所得の15%に及ぶ負担となりました。資料の被保険者一人当たり諸率という前年対比を見ましても、国保税の値上げなど必要なことが明らかです。なぜなら、23年度に比べ保険給付費は、24万4,352円から24万1,155円に3,197円減っているのに、国保税額は6万6,750円から7万1,929円に、5,179円も増えています。一方、国庫支出金は前年より1万2,000円も減り、一般会計繰入金も1,266円減っていて、被保険者にだけ負担増を押しつけたことが明らかです。一般会計からの法定外繰り入れは、基金が1億3,000万円もあるから認められないと言いながら、基金もこのまま取り崩せば数年で底をつくと言って、取り崩し額を23年度

の3,494万円より2,833万円も少ない661万円しか取り崩しをしませんでしたが、うち300万円を後期高齢者支援金に充て、361万円は国県支出金返還金に充て、不足額を値上げしました。

数年前に基金条例を改正して、医療だけでなく後期支援金や介護納付金にも使えるように改正したのは何のためだったのでしょうか。この委員会審査のとき議長さえ、基金を数百万円取り崩せば済むのに値上げはどうかと、審査のときに町民の深刻な生活状況や町の経済への影響を案じて疑問を呈されました。それなのに、回避しようと思えば簡単に回避できる値上げに対し、議会では、私以外誰一人反対しなかったことは残念で仕方ありません。

決算資料の総事業費に対する財源内訳で、23年度の比率と比較すると、国県支出金が26.4%から24.9%へ減少、税である一般財源は19.5%から20.9%に増加し、国の責任放棄が税負担に回っていることを強く感じます。

特に3款7目の保険財政共同安定化事業拠出金では、23年度決算より総事業費が200万円ほど減ったのですが、財源の共同事業交付金が1,400円も減らされ、国保税からは前年度より350万円も多い548万円も支出するなど、納得できない状況です。

また最近、町が行う保健福祉事業にまで国保税を使って行うよう方針が変えられ、24年度決算でも特定健康診査委託料や人間ドック検査助成、医療費通知などに81万円の国保税が使われました。これでは、町は財政的に少しは助かるかもしれませんが、担当の職員の皆さんは、思い切った保健福祉活動が取り組めないのではないのでしょうか。

幸い、小さな当町では、保健師さんや栄養士さん、看護師さんたちが連携して、町民の命や暮らしを守るために、懸命に健診や訪問、相談、予防事業などきめ細かな取り組みを進め、国保税も老人医療費も県下で一番低い町になっています。

しかし、国は、大都市ほど高い保険料や滞納を解消するために、国保の広域化を進めています。後期高齢者医療同様、運営内容を住民から見えなくし、一般会計からの繰り入れもできないようにして、高い保険料を強制的に取り立てる計画です。もしこれが実施されたら、所得が低い当町で、県下で一番低い国保税が飛び上るほど上がり、払えない人が増えて、医者にかかれない人も増えることでしょう。小さな自治体にとって広域化が不利なのは、広域化された後期高齢医療制度を見れば明らかで、絶対に認めることはできません。

私たちがほぼ隔年で行っているアンケートでも、町や議会に求めることのトップは、これまでは医療救急体制の整備でしたが、今回は、国保税、介護保険料などの負担の軽減が一番多くなりました。収入がない人も加入する国保は、国の負担をもとの50%に戻すよう、議会、行政、一致団結して国へ声を上げなくてはなりません。

このような大変なときに、値上げを避ける方法がありながら、それに耳をかさず、保険料値上げで耐えがたい負担をもたらした当会計の決算認定には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

それでは、認定2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計の決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

皆さん御存じのように、先ほどのお話にもあったように、川根本町は県内でも一番低い水準で運営されております。また、平成24年度の保険税率の改正については、後期高齢者支援金についての改正、これは300万の基金が繰り入れされております。年々増加する後期高齢者支援金に対して、被保険者の急激な負担増への配慮がされております。また、介護納付金の保険税率が改定されております。

確かに医療給付費の出の方は、一般被保険者の減少などの影響から、医療給付費の総額は減少しております。24年度の一人当たりの医療給付費も、前年度比で4.3%減少しているので、医療給付費は据え置かれております。マイナスでも医療給付費は据え置かれたところも注目していただきたいと思います。

国民健康保険会計では、他の市町でも法定外が行われておりますけれども、当町では行っておりません。しかしながら、一般会計からは、繰り入れの基準に従って、事務費のほか、保険税の軽減に対する繰り入れ、国民健康保険財政の安定化のために、現在、保険基盤安定繰入金を軽減分1,600万、財政安定支援分事業費に594万、保険者支援分に368万のように、一般会計より保険会計に繰り入れされております。

また、ちょっと繰り入れに関しては論点が最初から違っているようなところがありますけれども、我々は、急激な制度の改正により負担が多くなったときに、基金を活用し、また、保険税を適正なものにしておくということで考えておりますけれども、保険税を引き下げるために何か繰り入れを行うということのように思われます。このような意見が、2つに分かれて、繰り入れに関してはちょっと論点が違うようなところがありますので、それだけはつけ加えておきたいと思っておりますけれども。

それと、27年を目途とされている広域化についても、今後注目しなければならないことかと思っておりますけれども、小規模保険者としてどのように対応していくかというような状況であります。

24年度決算については、先ほど言いましたように、単年度収支がマイナスになっている状況でも、税率等の改正と基金の取り崩しがあり、被保険者が安心して医療にかかることが運営できるようにされております。

また、反対議員には、予算のときは賛成しております。先ほど言った繰り入れの件、また、国の負担割合50%から下がったということについては、全く当町の裁量の余地のないところでもありますけれども、私は24年9月のときと同じような認識であります。

また、先ほどちょっと保険健診の話になっておりましたけれども、二、三年前から、保険者が健診を行うようになったという法的な改正等もありますので、その辺のところもつけ加えておきたいと思っております。

以上の点で、この会計は、保険者が安心して医療にかかることのできる運営がされている決算でありますので、賛成の立場から討論しました。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

24年度後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場から討論を行います。

毎回述べていることですが、反対といいましても、当会計は、広域連合から請求された保険料率で徴収した保険料を広域連合へ納めるだけの会計で、町に裁量の余地などない会計だということは、最初にお断りしておきます。

それなのになぜ反対するのかというと、当会計が、医療費が増えてくる75歳以上の高齢者だけを国保や社会保険から外し、65歳から74歳までの前期高齢者と名づけた世代でも、一定の障害を持っておられて医療費がかかる方を都道府県単位の広域連合に囲い込み、かかった医療費を現役世代の医療保険料に別立てで加算して、毎年、支援金負担を引き上げて、高齢者が増えるといふほどに医療費がかかると、毎年、高齢者にかかるということを見せつけて、高齢者に差別医療と際限ない負担増を持ちこんでいる、世界にも類を見ない冷たい親不孝制度に基づく会計だからです。

平成20年度に導入されて以来、保険料は2年ごとの見直しで確実に上がり続けると言われており、廃止を掲げて政権交代した民主党は、政権についた途端、廃止を引っ込めて、平成22年度に続き24年度も、見直しで値上げされました。このときも全国的に、負担の限界である収入が少ない高齢者への保険料値上げが大問題になりましたが、民主党政権は、負担軽減

策さえ示しませんでした。

静岡県でも、均等割が3万6,400円から3万7,900円に、所得割も7.11%から7.39%に値上げされましたが、制度導入時に高齢者の医療費が県平均より20%以上も低かった当町は、激変緩和策として県平均より低い不均一保険料が適用され、6年間で県平均に到達するよう引き上げられることで、県の平均よりかえって大きな値上げ幅となり、24年度の改定でも、県が年金収入80万円で100円値上げになるのに対して、当町では300円の値上げに、年金が201万円で県が1,900円の値上げに対し、当町では3,400円の値上げに、年金収入が320万円の人では、県が6,200円の値上げに対して、当町は1万1,200円もの値上げとなり、保険料徴収額も23年度決算額より660万円も増額となり、高齢者の打撃が大きいのは明らかです。

当町の高齢化率は42%を超え、県下で最高で、75歳以上の方も人口8,405人中2,169人おられるという報告がありましたが、小さな町だからこそ、顔が見える保健福祉事業の取り組み効果が上がっており、当町の75歳以上の医療費は県内でも一番低い状態が続いている、元気な高齢者が多い町として全国へ誇れる状況です。

ところが、議員も出せない、声も届かない広域連合では、このような重要な問題が協議されず、所得水準の低い高齢者が多い当町にとって、値上げは重大な問題だという訴えも聞き入れられず、行政としても何の救済策も打てないのは、制度そのものが欠陥としか言いようがありません。

また、保険料は、介護保険を見習って、年金が月1万5,000円を超えれば有無を言わず保険料を天引きする特別徴収と、月額1万5,000円以下の高齢者には自分で納付を義務づけて、滞納が続くと正規の保険証を取り上げて、3カ月しか使えない短期被保険者証が発行され、1年以上滞納すると、窓口で10割負担となる資格証明書を発行するという、念の入った制度になっています。これでは、受診抑制を促し、重症化、手遅れを招かないのでしょうか。実例が全国では後を絶たない状況ですが、当町は大丈夫なのか心配ですか。

当町では大半の高齢者が、今以上の負担は限界状態です。何度も言いますが、限界状態です。24年度決算では、滞納額が前年より20万円ほど増えて、152万3,120円になっています。滞納者は5人とのことですが、幸い資格証明書はゼロとのこと、ほっとしました。

しかし、委員会審査では、もっと少ない収入の人でも納付できているという担当課の説明は、とてもそのままには信じられないものでした。なぜなら、年金が月1万5,000円以下の人が対象の普通徴収で、それ以下の収入しかない人が、一体どうやって暮らしておられるのでしょうか。どうやって保険料が払えるのでしょうか。本当に保険料をそういう方たちに払わせなくてはならないのでしょうか。生活保護も受けなくて、子供や家族の助けも得なくて、月1万円足らずの収入でどうやって暮らせるのでしょうか。いろいろと想像して、心にとげが刺さったようで苦しくなりました。

それにしても、この会計の資料の少なさは驚きでした。後で見直そうと思っても、余にも資料がなく、大変苦しみながら討論をつくりました。

当町でも、少しぐらい具合が悪くても我慢しておられる高齢者が増えていないでしょうか。受診抑制傾向や重症化による医療費の増加傾向があらわれてはいないでしょうか。

当会計は、広域連合で決められた保険料を集めて、広域連合へ納めるだけの会計とはいえ、町の担当者の努力の結果も、町民の健康維持の努力も何ら反映されることもなく、高齢者本人の声も届かない広域連合で、機械的に保険料が引き上げられる冷たい制度です。一日も早く廃止して国保へ戻し、年をとっても家族の一員として切り離すことなく、だれもが安心して早期受診、早期治療ができる制度になるよう、当町も、行政、議会、協力して国へ声を上げることを求めて、当会計の反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

それでは、この認定について、賛成の立場から討論いたします。

この当町の裁量の余地は、先ほど言いましたように、制度上、かかわることができませんが、納付相談等を手厚く対応し、短期保険証、資格証明書の発行等はないことは、大変行政の皆さんの、職員の皆さんの努力で、ありがたいことかと思えます。

また、当町の一人当たりの医療費は県下で一番低く、小さな町ながら、顔が見える保健福祉事業を行っております。その効果は、いいものになっております。

この制度は、平成20年4月1日から、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害を持つ人を対象としたもので、都道府県を単位とした広域連合で運営され、会計は、そこで定められた保険料を納付することとなっております。これはまた、実績に基づき、保険基盤の安定を図るための負担金を支払うもので、この決算については、適切に処理されているものとしております。

また、先ほど支援金のこともありましたけれども、支援金についても、協会けんぽ3,500万人で1.6兆円、それから健保組合とか共済組合とかありますけれども、市町村国保等で3,900万で1.9兆円と、大体、協会けんぽとかそのほかの健保組合とは同じような率でやっておりますので、市町村だけが高いようなことはないと思えます。

その点で、適切に処理されておりますので、賛成といたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、認定第3号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

平成24年度介護保険特別会計決算に反対をします。反対の立場から討論します。

平成24年度介護保険特別会計は、3年ごとの保険料見直しの年に当たり、基準額で月3,530円だった保険料が、830円値上げで4,360円に値上がりし、また、低所得者の負担軽減ということで、7段階の対象所得額を、100万円から200万円というのを190万円に下げて、8段階の200万円から300万円のところを190万円からに改正したことなどに基づく決算です。

これにより、基準額で年間9,960円の値上げとなりました。また、7段階から8段階に移された方は、この今回の改正で、所得300万円以上が対象の9段階の人より多い年額2万円を越す値上げとなるなど、6月以降、年金から天引きされる介護保険料が上がったことに、何でもかんでも上がるばかりで、年金が減らされ、これから先どうなるのか。政治家ばかりもうかって、年寄りには搾り取られる一方で、これじゃ生きていけないなどの不安や怒りの声がたくさん寄せられています。

介護保険制度は、平成12年に開始して以来、3年ごとの見直しが行われ、そのたびに保険料の値上げがされてきました。当然、高齢者が増え続けている当町では、介護サービス利用料も増え続けており、完全に保険料の負担割合が決められている制度である以上、改定のたびに保険料が引き上げられ、近年は、国保税同様、多くの町民から、介護保険料がどんどん上がって大変だ、どうなるのかとの声が絶えないものです。

介護保険の開始により介護サービス事業所が増え、訪問介護や通所介護、ショートステイなど、その人に個人個人の要望に合ったサービスを組み合わせることで、制度開始前は、家庭崩壊などという言葉も生まれたほど大変だった家族介護が、今では、特養など入所施設の不足や、24時間訪問介護、訪問看護などの課題があることを除けば、在宅サービスはかなり充実してきたように思います。

それだけに、今の国の負担を制度開始前の半分に下げたままでは、保険料の高騰は避けられないのは当然です。もっと国の負担を増やすよう声を上げることが必要ですが、国は反対に、介護従事者の処遇改善交付金を24年度はやめて介護費用に組み込んだり、公費50%・保険料部分50%のうちの保険料負担を、65歳以上の1号被保険者と、40歳から64歳までの2号被保険者の負担割合を20対30から21対29に1%、高齢者の方の負担を引き上げたことが、大

幅な値上げの原因になりました。

こうした国の高齢者いじめの姿勢に、意見書などで見直しを求める声を上げたり、町も、収入が少ない第1段階の人でも、基準額の半分しか下がらない矛盾した状況の改善や、9段階しかない所得段階をもっと増やして細かくしたり、一般会計からの繰り入れも取り組むなど、高齢者の耐えがたい負担軽減にも努めるべきです。

それなのに、反対に、24年度決算でも、国の制度改正とはいえ、町が取り組むべき保健福祉・予防事業などを、町の財政が楽になることや法的に改正されたことで地域支援事業に組み込み、貴重な保険料を420万円余も使っているのは納得できません。本来町がやるべき保健福祉事業は、十分力を入れて、重症化を防ぐためにも、保険料高騰につながるようなやり方はやめるべきです。

特に介護福祉手当は、介護をされている家族の方への手当だから、福祉そのもので、介護保険料を使うべきものではないはずですが。しかも、当初予算では75人分で618万円が計上されましたが、3月補正で57人しか実績がないとのことで、100万円の減額がされました。そして、それなのに決算では、資料には同じ75人と書かれていて、495万円しか支出していないという状況は、理解に苦しむものです。

決算額を見ても、給付費は1.07%しか増えていないのに、保険料は1.23%も増えているのは、たとえ3年間を見越した値上げだと言っても、高齢者にだけ負担増を押しつけることはないでしょうと言わずにはいられない内容です。なぜなら、介護給付費国庫負担金は3,500万円も減額、県の介護給付費負担金も2,780万円も減額しているのですから、町の請求か報告の仕方が間違っていなかったのであれば、本当にひどい話と言わざるを得ないものです。

高齢者の一人一人にきめ細かく温かく、時間も惜しまず対応されている職員の皆さんや介護事業所などの現場の皆さんの懸命な姿には感謝で頭が下がりますが、それだけに、当会計のもととなる介護保険制度が、国の負担を半分に切り下げて始まりながら、さらにその負担を切り下げて、高齢者や自治体、介護事業者に負担を押しつけている制度である以上、強く改善を求めて、反対討論とするものです。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 9番、久野です。

この認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成24年度から26年度の介護保険計画で、保険料税率の改定が行われました。当町では、介護給付費準備基金や繰越金もわずかししか見込めませんが、かといって、給付費を少なく見積もって値上げを回避するものでもありません。

そして、介護予防は、保険料高騰を防ぐために福祉事業に力を入れなければならない、当然、この事業会計でやっているもので、ましてや、民間やそういったところに任せるべきでもありません。介護予防に努めているのは、包括支援センターを含め、給付費の高騰を防いでいることで、皆さん頑張っております。

また、当町では5段階の軽減措置を9段階としております。また、一般財源より低所得者軽減事業費として補助金3,483万円余りを出しております。

また、改定においても、これまで実績に基づき、第5期の介護保険計画を策定し、保険料を算定しております。その推計及びその内容、数値は適切なものであり、それから導いた介護保険料であり、適当であります。

以上をもって、この決算について、認定について賛成としたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。



◎日程第9 発議第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

○議長（板谷 信君） 日程第9、発議第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎日程第10 発議第3号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出について

○議長（板谷 信君） 日程第10、発議第3号、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議第3号、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第11 川根本町議会議員派遣の件

○議長（板谷 信君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

————— ◇ —————

◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時14分